

# 佐世保市黒島の文化的景観 整備活用計画書



2 0 1 6

佐世保市教育委員会

# 【 目 次 】

## 第1章 計画策定に当たって

|     |            |   |
|-----|------------|---|
| 1－1 | 計画策定の背景・経緯 | 1 |
| 1－2 | 計画策定の過程    | 2 |
| 1－3 | 計画策定の目的と役割 | 4 |

## 第2章 文化的景観の概要と価値

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 2－1 | 自然地理的背景          | 6 |
| 2－2 | 独特な歴史的背景         | 6 |
| 2－3 | 生業空間と密接に結びついた集落  | 7 |
| 2－4 | 文化的景観における重要な構成要素 | 8 |

## 第3章 文化的景観の整備活用に向けた課題

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 3－1 | 文化的景観を構成する要素の価値と課題 | 14 |
| 3－2 | 黒島部会での取り組み         | 16 |
| 3－3 | 文化的景観の整備活用に向けた課題   | 18 |

## 第4章 文化的景観の整備活用の基本方針

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 4－1 | 基本理念            | 20 |
| 4－2 | 文化的景観の整備活用の基本方針 | 20 |
| 4－3 | 基本方針の展開方策       | 22 |

## 第5章 行動計画

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 5－1 | 黒島の文化的景観を「守る」ための行動計画  | 24 |
| 5－2 | 黒島の文化的景観を「整える」ための行動計画 | 33 |
| 5－3 | 黒島の文化的景観を「活かす」ための行動計画 | 39 |
| 5－4 | 黒島の文化的景観を「伝える」ための行動計画 | 44 |

## 第6章 行動計画の進め方

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 6－1 | 行動計画を推進する地元組織                | 49 |
| 6－2 | 行動計画推進のための役割分担               | 50 |
| 6－3 | 行動計画の先導的な取り組み                | 52 |
| 6－4 | 文化的景観の保存状況のモニタリングと整備活用計画の見直し | 53 |

## 巻末資料

## 第1章 計画策定に当たって

### 1-1 計画策定の背景・経緯

黒島は、佐世保市の西に広がる九十九島と呼ばれる島しょ群に属し、その中では最大の島である。

本市では、平成20～22年度に、黒島において自然的特性、歴史的特性、生業及び生活の特性等の調査を行い、その結果、黒島の景観が全国的にも貴重な「文化的景観」であることが証明され、平成23年（2011）9月に島の全域（伊島、幸ノ小島、漁港区域を含む）が「佐世保市黒島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定された。

一方黒島には、長崎県が関係市町と連携して世界遺産登録を目指している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補である「黒島天主堂」が存在しており、平成28年度の国推薦を目指した取り組みが進められている。

以上のような取り組みの中で、平成23年（2011）に策定された「佐世保市黒島の文化的景観 保存計画書」（以下「保存計画書」という。）においては、文化的景観の保存に関する基本方針や、整備活用等に関する基本的事項が示されている。

今後、文化的景観を活かしたまちづくりを関係者が協働して進めていくために、文化的景観の整備活用に係るより具体的な取り組みを体系化した整備活用計画を策定することが必要となっている。

#### 重要文化的景観の選定

九十九島のうち最大の島である黒島は、海岸部の標高50m付近までは急な断崖となっている一方、標高約100m以上はなだらかな地形となっており、畑地や集落が点在する。暖流の対馬海流の影響を受けた海洋性気候であるため亜熱帯植物も多く自生している。

江戸時代の黒島は、平戸藩に属する西氏の所領であり、藩の牧場が置かれていた。18世紀に開拓を目的とする移住が平戸藩の主導で行われ、特に牧場廃止後は跡地開拓のためさらに移住が推進された。また、黒島北方に浮かぶ伊島・幸ノ小島は古くから黒島の属島とされ、伊島では牛の放牧、幸ノ小島では藻場として肥料用の海藻採取が行われた。

黒島は夏季・冬季ともに季節風の影響を強く受ける地域で、特に台風来週時には猛烈な南風に襲われる。そのため居住地はできるだけ風の影響が少ない場所が選ばれ、同時に屋敷及び隣接する畑地等の南側を中心に防風林が発達することとなった。防風林にはスダジイなど自然林を活用したものと、アコウなど意図的に植栽されたものが確認される。特に島南部の蕨集落では、亜熱帯系の植物であるアコウが防風林として海側に植えられており、島に豊富な閃緑岩の石で築かれた石垣の上にアコウの大樹の根が張る、特徴的な景観が展開している。

このように、佐世保市黒島の文化的景観は、近世期の牧に起源を持つ畑地やアコウ防風林と石積みによる居住地、属島における生産活動など、独特の土地利用によって形成される価値の高い文化的景観である。

（文化庁資料より）

## 1-2 計画策定の過程

## (1) 計画策定の体制

本計画は、佐世保市文化的景観保存推進委員会により策定されたものである。この委員会は、黒島の文化的景観の調査及び保存整備・活用に関し、市に対して専門的な指導助言・意見具申を行うことを目的として平成22年（2010）8月1日に設置された。また、地域住民の意見を集約するため、黒島地区生涯学習推進会からの推薦により島内の公的組織、住民組織17団体代表からなる黒島部会を組織し、計画の策定に向けたワークショップを行い、意見集約に努めた。なお委員会の開催支援及び黒島部会の開催支援、計画書素案のとりまとめについては八千代エンジニアリング株式会社に委託した。委員会の構成員は以下のとおりであり、都市整備部、土木部、農水商工部、観光物産振興局、農業委員会、企画部、市民生活部、環境部、水道局の協力を得ながら取り組みを行った。

計画書素案は平成25年度末に策定され、平成26年度中に最終的な確認と試験的な運用を行い、平成27年度に刊行に至った。

## ■佐世保市文化的景観保存推進委員会名簿（H22.8.1～H27.6.25）※役職はH28.1現在

|      | 氏 名    | 役 職 等                                | 分 野      | 備考                               |
|------|--------|--------------------------------------|----------|----------------------------------|
| 委員長  | 立平 進   | 長崎国際大学教授（元）                          | 民俗       |                                  |
| 副委員長 | 山田 千香子 | 長崎県立大学教授                             | 集落・社会生活  |                                  |
| 委員   | 宝亀 道聰  | 佐世保市文化財審査委員（前）                       | 歴史・古文書   | H27.6.11 退任                      |
| 〃    | 大島 通寛  | 佐世保市文化財審査委員会副委員長                     | 植物       |                                  |
| 〃    | 吉居 秀樹  | 長崎県立大学教授                             | 行政法      |                                  |
| 〃    | 細田 亜津子 | 長崎国際大学教授（元）                          | 文化財・世界遺産 | H27.6.11 退任                      |
| 〃    | 原 哲弘   | 長崎国際大学准教授                            | 景観論      |                                  |
| 〃    | 星野 裕司  | 熊本大学大学院准教授                           | 土木工学     | H24.6.22 より臨時委員<br>H27.6.25 より委員 |
| 〃    | 牧野 重美  | 黒島地区連合町内会会長                          | 地元代表     |                                  |
| 〃    | 山内 一成  | 黒島地区史跡保存会<br>特定非営利活動法人黒島観光協会理事<br>会長 | 地元代表     | H22.8.1 より地域参与<br>H27.6.25 より委員  |

## ■指導助言者

|        | 氏 名   | 役 職 等                            |
|--------|-------|----------------------------------|
| 指導助言   | 鈴木 地平 | 文化庁記念物課文部科学技官（H27.5～世界遺産室文化財調査官） |
| 〃      | 松尾 俊幸 | 長崎県教育庁学芸文化課文化財保護主事（～H27.3）       |
| 〃      | 上戸 秀龍 | 〃 文化財保護主事（H27.4～）                |
| オブザーバー | 國廣 正彦 | 長崎県文化観光国際部世界遺産登録推進課係長            |

### ■黒島部会の構成

黒島部会の構成については、黒島島内の各公的組織、住民組織の代表者より構成されていることから、一部のメンバーについては毎年交代することから、構成組織名のみ記す。

|        | 氏 名    | 所 属 組 織 等        |
|--------|--------|------------------|
| 部会員    |        | 連合町内会会長          |
| 〃      |        | 連合町内会副会長         |
| 〃      |        | カトリック黒島教会経済評議会会長 |
| 〃      |        | 興禅寺檀家総代          |
| 〃      |        | 黒島神社氏子総代         |
| 〃      |        | カトリック黒島教会主任司祭    |
| 〃      |        | カトリック黒島教会使徒職会長   |
| 〃      |        | 青壮年会会長           |
| 〃      |        | 史跡保存会会長          |
| 〃      |        | 相浦漁協黒島支所長        |
| 〃      |        | 相浦漁協黒島支所女性部部长    |
| 〃      |        | 中学校育友会会長         |
| 〃      |        | 小学校校長            |
| 〃      |        | 婦人会会長            |
| 〃      |        | 交通安全協会黒島支部長      |
| 〃      |        | 農協黒島事業所女性部部长     |
| 〃      |        | 商店会会長            |
| オブザーバー | 立平 進   | 長崎国際大学           |
| 〃      | 細田 亜津子 | 長崎国際大学           |
| 〃      | 山田 千香子 | 長崎県立大学           |
| 〃      |        | 黒島支所長            |
| 〃      |        | 黒島地区公民館長         |

### 1-3 計画策定の目的と役割

#### (1) 計画策定の目的

本計画は、以下に示すことを目的に策定するものである。

佐世保市黒島の文化的景観の価値を活かした地域活性化のための取り組みに係る計画を体系的にとりまとめ、黒島の文化的景観に関わる様々な活動や取り組みが広がることを目的に策定するものである。

さらに、このような取り組みを通じて、黒島の文化的景観への関心の高まりにより地域での活動が盛上がり、その活動がまた黒島の文化的景観への関心に繋がるような、持続可能な地域の活性化を目指すものである。

#### (2) 計画の役割

本計画は、以下に示す3つの役割を担うものである。

##### ◆ 文化的景観の価値を活かした持続可能な地域活性化の方向性に係る共通認識の構築

文化的景観の整備活用にむけた基本方針を位置づけ、基本方針に基づく地域活性化の方向性について、関係者の共通認識を構築する。

##### ◆ 文化的景観を活かした取り組みのロードマップ

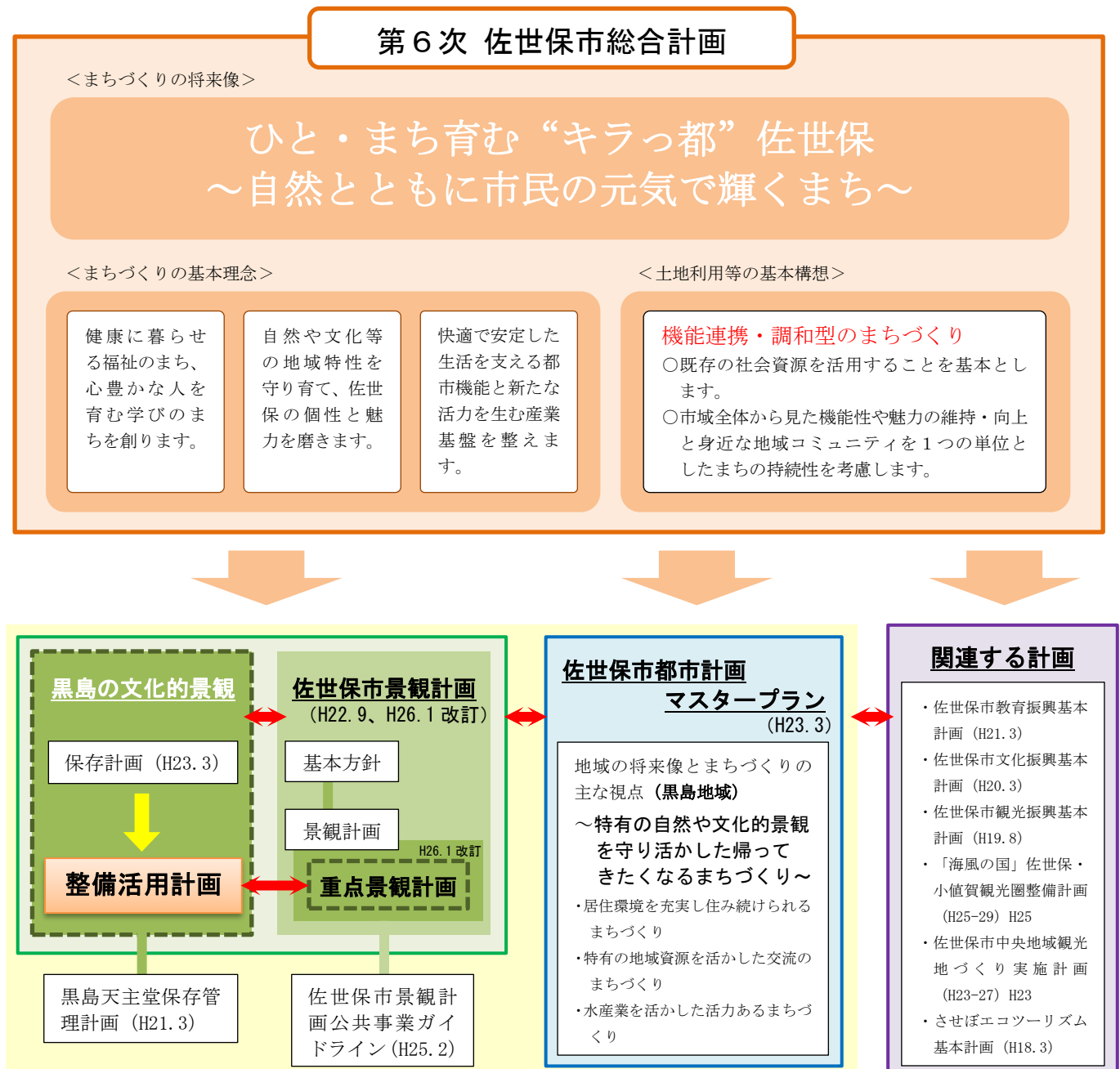
基本方針に基づく取り組みの具体的内容及び取り組みごとの行政、地域住民の役割分担や早急に取り組むべき施策などを計画に位置づけることにより、文化的景観を活かした取り組みのロードマップとしての役割を担う。

##### ◆ 国の補助事業等の活用による取り組みの推進

国の補助事業等の活用により、計画で位置づけられた文化的景観の整備活用に関する取り組みを推進する。

## (3) 上位計画・関連計画と連携した整備活用計画の推進

黒島の文化的景観の保存活用に当たっては、以下に示すような第6次佐世保市総合計画及び同後期基本計画の他、都市計画マスタープラン、佐世保市景観計画などの関連計画と連携しながら、市が組織横断的な取り組みを行い、整備活用計画の推進を図るものとする。



## 第2章 文化的景観の概要と価値

佐世保市黒島の文化的景観は、「水田・畑地など農耕に関する景勝地」、「垣根・屋敷林などの住居に関する景勝地」として独特のものであり、「自然地理的背景」、「独特な歴史的背景」、「人々の移住による文化の交流」、「巧みな植物の利用」に立脚した「生業空間と密接に結びついた集落景観」と言うことができる。

### 2-1 自然地理的背景

黒島は標高約 100m 前後の台地状の島で、海岸部、特に標高 50m までは急斜面となっている箇所が多い。島の南側の海岸線は東シナ海の荒波により 100m にも達する海岸が発達するなど人の居住には不向きであるが、標高約 100m 以上はなだらかな地形となり、畑地や集落が点在している。

生態地理学上照葉樹林気候に属するが、対馬暖流の影響を受けた比較的温暖な海洋性気候であることから亜熱帯地方に見られる植物も多く自生しており、黒島とその周辺が分布の北限、あるいは北限に近い植物も多い。



サツマサンキライ（分布の北限）



長崎鼻の断崖

### 2-2 独特な歴史的背景

黒島には 14～15 世紀にかけて集落が成立し、18～19 世紀にかけて各地より潜伏キリシタンが移住してきたという歴史が明らかにされている。従来から住んでいた人々（仏教徒）と、後から移住してきた人々（潜伏キリシタン）はそれぞれ別々に集落を形成しているが、両者の集落形態や集落の展開には明らかな違いがあり、それが現在まで受け継がれている。

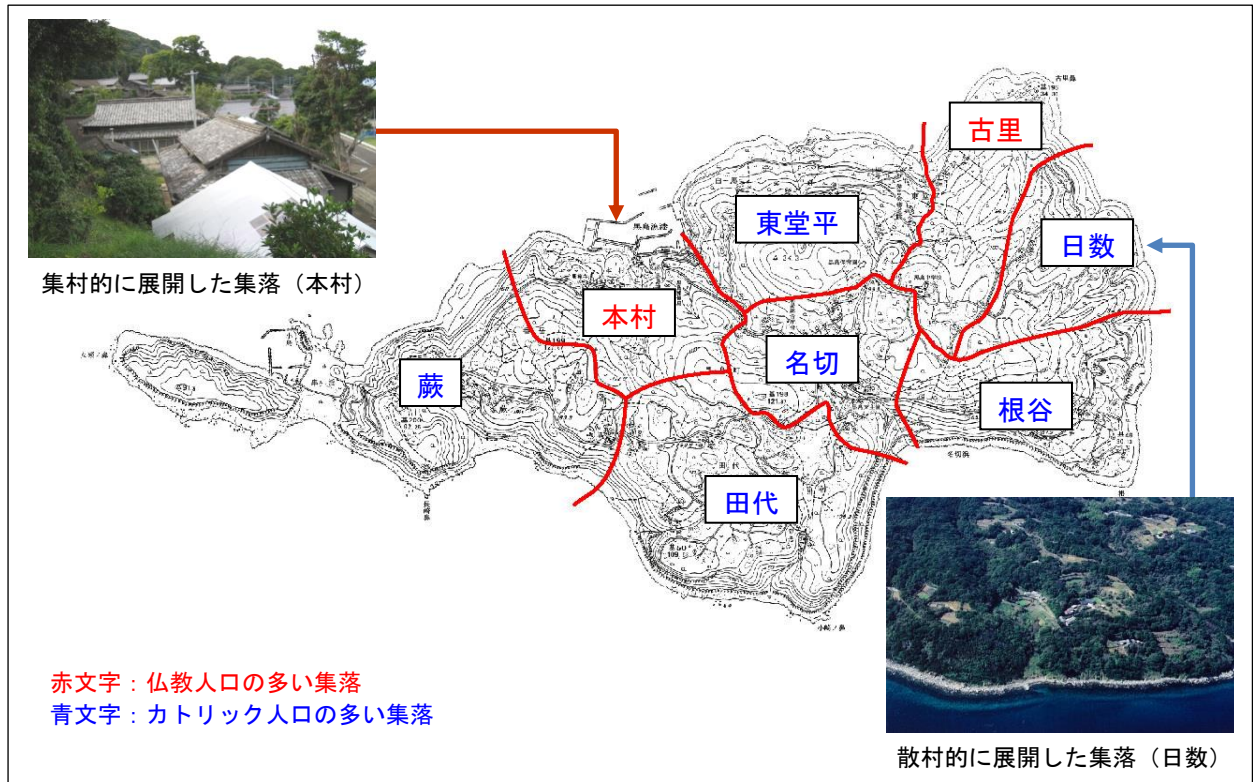


14～15 世紀の石塔(カッパ塚)



黒島天主堂

具体的には黒島の宗教人口の約8割がカトリックであり、8集落のうち2集落（本村・古里）は仏教徒が多く、その他の6集落（蔵・田代・名切・根谷・日数・東堂平）はカトリック教徒が多く居住している。前者では平戸島が見える場所に集村的な集落を形成し、後者では島の周囲に散村的な集落を形成するなど対照的な集落展開を見せている。

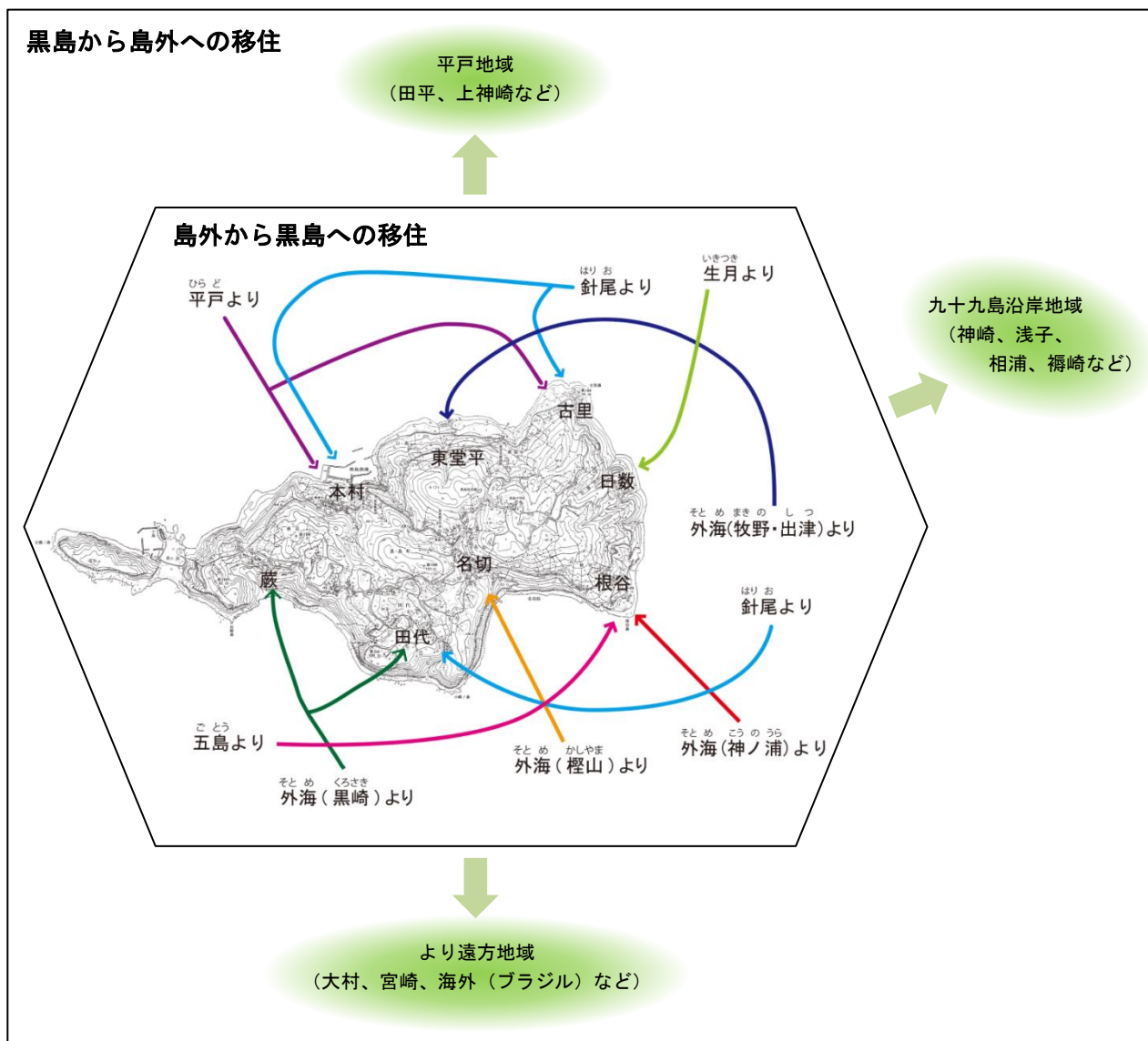


黒島の集落位置と集落展開の形態

黒島へは江戸時代中期から明治初年にかけて各地から移住が行われたことが分かっている。享保年間（1716～35年）に平戸や針尾から仏教徒が本村・古里地区へ移住したのが黒島への最初の移住と考えられている。その後、18世紀後半から明治初年にかけて、外海、五島、生月などから潜伏キリシタン達が、東堂平、日数、根谷、名切、田代、蕨の各地区に移住してきたものと考えられている。

一方、明治に入って黒島におけるカトリック信仰の生活が安定してくると、元々立地条件が悪い土地に住んでいた黒島の信者達は他の地域への移住を始め、明治13年（1880）に上神崎（平戸市）への転出が始まり、その後も田平、神崎・浅子・相浦など対岸の九十九島沿岸地域、さらにはより遠方の大村、宮崎、ブラジルへの移住が行われた。

### 黒島から島外への移住



黒島における移住の状況

### 2-3 生業空間と密接に結びついた集落

このような特徴的な集落の景観を構成している要素としては、家屋やそれを取り巻く防風林・防風垣、在地の石材を使った石垣等、湧水地や井戸、耕作地がある。特に防風林は、地域の景観を特徴づける大きな要素となっており、その利用形態は家屋をはじめ、耕作地、生活道などに及んでいる。防風林にはスダジイなどの自然林を活用したものと、意図的に植樹したものがある。植樹された防風林を構成する樹木として、アコウ・イヌマキ・マサキ・サザンカなどが挙げられる。このうちイヌマキなど一部は外部からの持ち込みと考えられているが、大半は島内の自然植生から調達したものである。これらの中で、アコウの多くは敷地の石垣を巻き込むように成長し、かつ横方向にも広がる特性から、石垣の保護や夏の強い日差しを和らげる日よけの役目も果たしている。またサザンカは種子より採る油が食用油として用いられているなど、防風の機能のみでなく生活上有用な植物を植えていることが分かっている。また畑の防風林には背が低いマサキを選んで植えるなど、用途や場所によって防風林の樹種を使い分けていた形跡も認められた。

また、集落景観形成の特徴を示す大きな要素として、遊水地と家屋、耕作地の位置関係も重要である。本村地区以外の島の周囲各所から入植した移住者は、まず、急斜面の海岸を上った僅かな平地かつ湧水のある場所に防風林に囲まれた家屋を確保し、そこから丘陵地へ向けて耕作地を伸ばしてきた。このため、近代になって整備された車道からは、多くの家屋が目に触れることはないが、車道を一步外れ海側を望むと、眼下に耕作地が広がり、その先に防風林に囲まれた家屋があり、そしてその先に海が広がるといった景観を見ることができる。これらがこれまでに大きな開発行為が行われなかったことによって、現在も良好な景観が残されている。



海～防風林～家屋～畑と続く土地利用  
(蔵集落)



防風林に囲まれた家屋(蔵集落)  
※落葉している木はアコウ

以上のような要素が有機的に結びつくことによって黒島の文化的景観の構成されており、一言で表すと以下のとおりである。

島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な集落形成と  
植物を利用した独特な集落景観



2-4 文化的景観における重要な構成要素





文化的景観を構成する重要な要素（主なもの）



＜11. 防風林＞夏の南風、冬の北西風の強い黒島では家屋や農地の周囲に防風林が発達した。



＜50. 名切ノ浜＞各集落に最寄の海岸は船着場となっていた。この名切ノ浜は黒島天主堂建造時は材木などの資材の陸揚げに利用された。



＜69. かっぱ塚＞本村の畑にある大岩で、かっぱのいたずらを封じたとの伝承がある。



＜86. 旧黒島東砲台発電所＞大正3年（1914）に建造された砲台の発電所。佐世保軍港を守るためのもので、田代にも同じく砲台が作られた。



＜5. 黒島天主堂及び附属施設＞明治35年（1902）にマルマン神父の指導で建造された煉瓦造教会堂。黒島のシンボルであり、カトリックの人々の心の拠り所となっている。



＜7. 興禅寺＞移住によって人口が増加したため享和3年（1803）に創建された。人口が増えつつあったことを記した梵鐘が保管されている。

### 第3章 文化的景観の整備活用に向けた課題

#### 3-1 文化的景観を構成する要素の価値と課題

黒島の文化的景観は、様々な課題を内包したものであり、高齢化や人口減少が続く黒島においてそのまま放置した場合、黒島の文化的景観の価値は急速に失われてしまう懸念がある。

黒島の文化的景観を構成する要素の価値とそれぞれの課題を保存計画書では以下のように整理している。

表：文化的景観を構成する要素の価値と課題

|    | 自然地理的背景                                                                                                         | 独特な歴史的背景                                                                                                       | 生業空間と密接に結びついた集落                                                                                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価値 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・亜熱帯植生の北限に近いという植生</li> <li>・外海の波浪を受けて断崖を形成する海岸線は、壮大な景観を形成している</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仏教徒が住んでいた島に潜伏キリシタンが入植してきたという歴史</li> <li>・両者の住み分けが現在まで継続している</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形に逆らわない営農</li> <li>・防風林に囲まれた畑や家屋</li> <li>・亜熱帯植生を利用した防風林</li> </ul>                                    |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活様態の変化による森林や里山の荒廃</li> <li>・開発行為に伴う景観のコントロール</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史、民俗など継続的な調査研究</li> <li>・人口の減少、高齢化による集落の荒廃</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎化等に伴う担い手の減少</li> <li>・観光資源としての認識と保全</li> <li>・人口の減少、高齢化による集落の荒廃</li> <li>・開発行為に伴う景観のコントロール</li> </ul> |

次頁に、明治時代（図面①：明治10年（1877）頃の字図をもとにした土地利用の想定）と、平成21年（2009）（図面②：現地調査及び航空写真をもとにした土地利用現況）を示す。

明治時代から平成に至る黒島における土地利用の顕著な変化は、以下に示すとおりである。

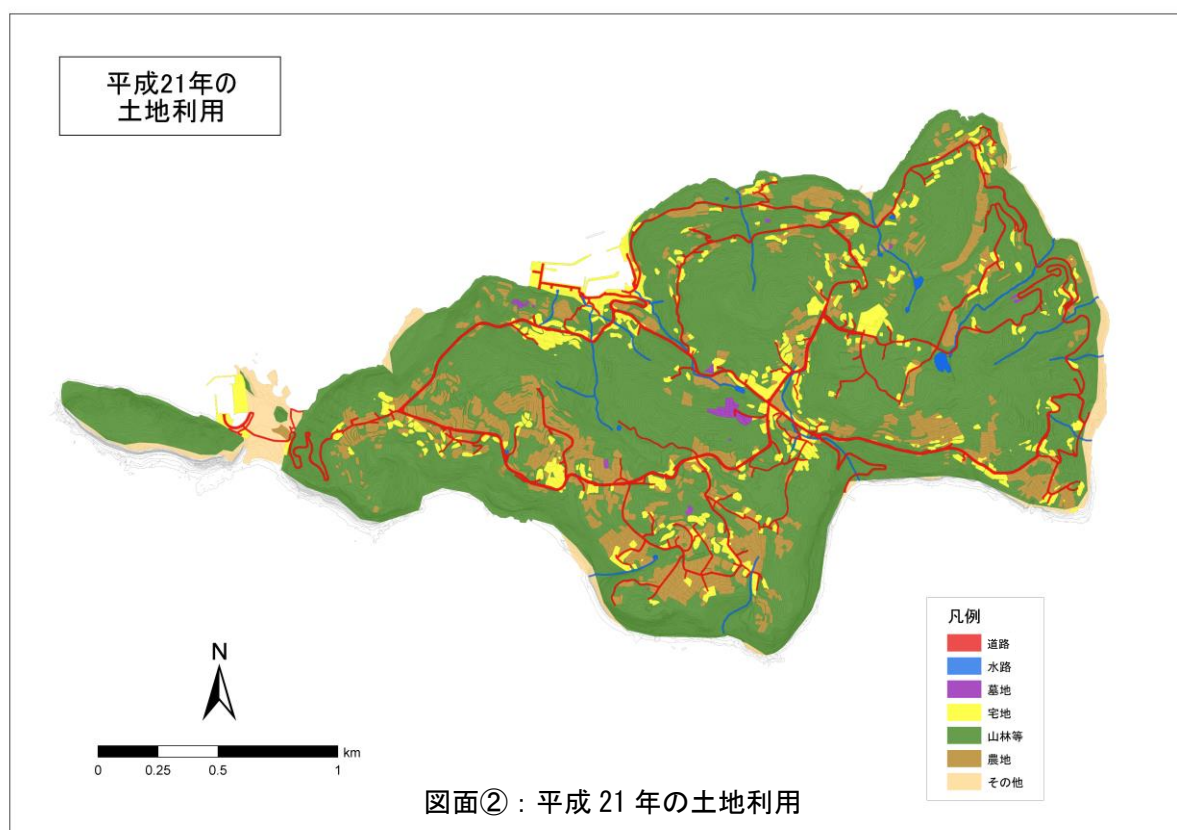
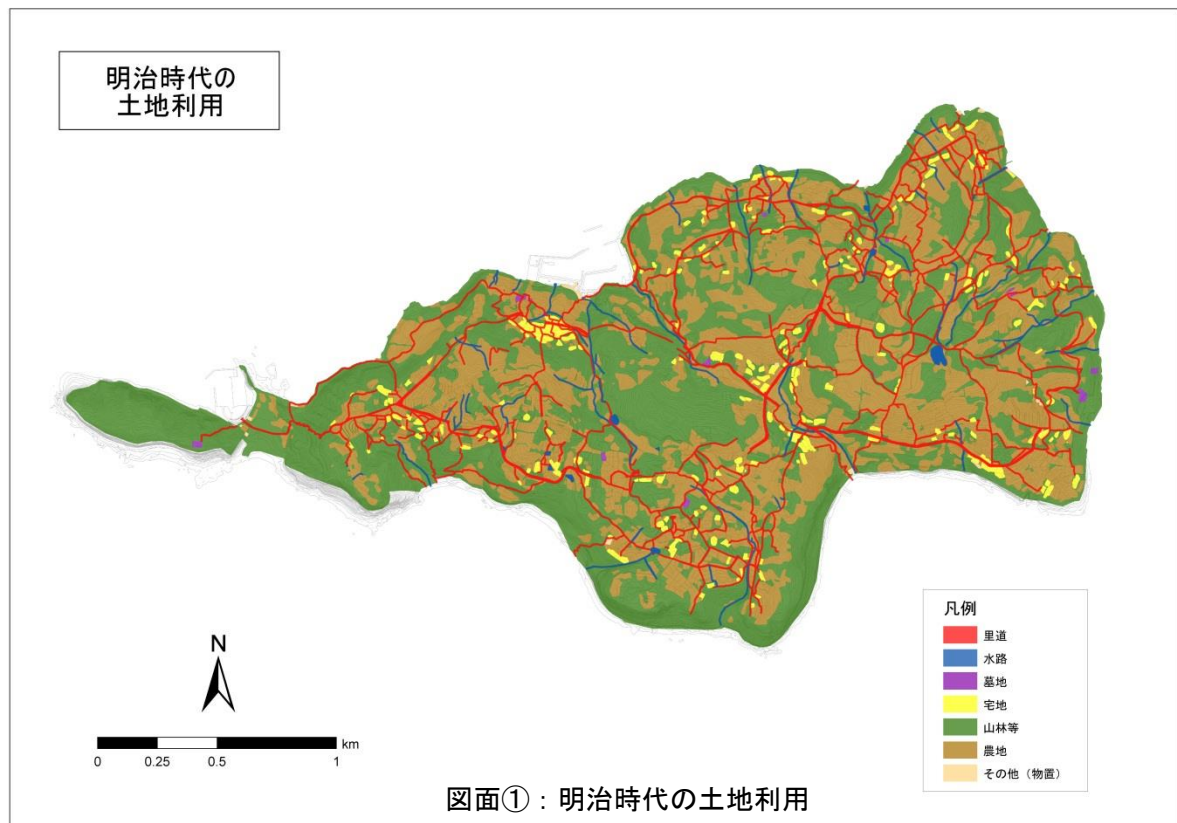
農地の減少：明治時代には島内に農地が広がっていたが、平成の土地利用現況では宅地の周辺や道路沿いの谷地などに残るのみとなり、大幅に農地が減少した。（平成の土地利用現況では、耕作放棄地等は山林等に分類）

里道の消滅：明治時代には、集落から農地や集落相互を結ぶ里道が多数存在していたが、自動車交通の発達等に伴い、それらの多くが消滅した。

共同墓地の建設：黒島天主堂の北西約350m、黒島の位置的中心にあたる名切地区の丘陵北斜面に、大規模なカトリックの共同墓地（小田平墓地）が設けられた。

漁港整備：女瀬（蔵）の串ヶ浜地区及び本村の白馬地区に漁港が整備され、土地利用が変化した。（山林等から宅地・その他＜海岸・埋立地等＞へ変化）

以上のように、人口減少等に伴い、農地の減少（耕作放棄地の増加）と農作業等に利用されていた里道の消滅が進行した経緯が伺える。



### 3-2 黒島部会での取り組み

保存計画書の策定以降、黒島において開催された「佐世保市文化的景観保存推進委員会 黒島部会」（以下「黒島部会」という。）等においては、文化的景観の保存や整備活用に向けて、以下に示すような事項が指摘されている。

#### 1) 島を元気にするための取り組み

- ・人口減少、高齢化などにより、昔から行ってきた島内の様々な活動（清掃・まつり・レクリエーション・防犯・福祉）を続けていくことが難しくなっている。
- ・島から出ていった人たちが帰ってこられるような環境づくりとして、利益が見込める農産物に取り組むことが重要だ。
- ・島の生活や風景を維持していくためには、外部からの支援（資金的支援・人的支援）が必要だ。
- ・島の活性化に向けて、若い人たちも参加した組織づくりが必要だ。
- ・黒島から外に向けた積極的な情報発信が必要だ。

#### 2) 黒島の景観の活用

##### ① 展望所の整備

- ・晴れた日に平戸が手に取るように近くに見える「島寄せ」の風景は素晴らしい。
- ・黒島の美しい景色を案内できるような展望所の整備が必要だ。

##### ② 「道」の整備

- ・道幅が狭く、木が生い茂って、離合や消防車の通行が困難な箇所がある。
- ・昔使っていた畑や浜に通じる近道（里道など）が、草木が繁茂して通れなくなっている。
- ・このような里道は「水みち」となっているようなところがあり、再整備が必要だ。
- ・里道などを活用して、森林浴が味わえるような散策道を整備したい。
- ・本村から女瀬に通じる里道は、最短距離で女瀬に行ける道である。新しく整備された道路もあるが、遠回りで徒歩では利用しにくい。
- ・黒島にはこのような里道が他にもあり、今は雑草木が繁茂して利用しなくなったが、里道の再整備は黒島にとって重要なポイントだ。
- ・世界遺産登録後に、大勢の観光客が島に入ってくることを想定すると、観光客が島民の日常生活の空間に不用意に入らないような観光ルートの設定が必要だ。

##### ③ 花木の活用

- ・根谷地区で行っているような花を育てる取り組みを全島に広げていきたい。
- ・例えば「港から教会までの道を花で飾る」、「ネムノキ通り」、「ツバキとサザンカ」など、黒島ならではの特徴を活かした取り組みができればおもしろい。
- ・港から本村を通過して女瀬に行く道はパールラインと呼ぶ人もおり、眺望が素晴らしい。根谷地区で花を飾る取り組みが行われているが、この道も花を飾ることができたらよいと思う。

#### 3) 空き家対策

- ・「いずれ島に帰ってくる」といって長期間空き家のままになっているものが多い。
- ・空き家を活用した体験旅行や島外の人たちへの貸し出しなどの取り組みを検討していきたい。
- ・空き家を貸したくないという人もおり、上水道が無いところもあり、空き家の活用には課題が多い。
- ・空き家の現状（どこに空き家があるのか、持ち主は誰かなど）を管理したり、空き家を活用する

取り組みが必要だ。

- ・このような取り組みは、「町内会」と「行政」が役割分担をしながら協力して進めるべきだ。

#### 4) 防風林・屋敷林

- ・所有者の高齢化により、防風林・屋敷林の手入れを続けていくことが難しくなっている。
- ・木が成長しすぎて、防風林として機能していなかったり、かえって危険なところもある。
- ・黒島の景観として防風林や屋敷林を大切に守る必要はあるが、守るためのルールを作るだけでなく、守るための仕組みが必要だ。
- ・学生さんや観光客に防風林の手入れを手伝ってもらえるような仕組みができれば、島外との交流も生まれて良い方向になる。

#### 5) マルマン神父の遺品や墓地について

- ・マルマン神父様（黒島にお墓がある）の活動について、もっと多くの人に知ってもらい取り組みが必要だ。
- ・黒島天主堂前の信徒会館の居室を利用して、マルマン神父に関する資料を観光客向けに展示したらどうかという意見がある。
- ・マルマン神父の墓を移動しようという意見もあるが、昔からの里道（赤道）を再整備すれば今の位置でも多くの人が訪れやすくなると思う。
- ・この里道は、昔は棺を四人で担いで歩けるほどの幅があったので、再整備すれば活用できる。

#### 6) 黒島小学校跡地利用について

- ・漁協が港の方で1次加工を行っているが、小学校跡地で2次加工を行う場所として活用できないかという意見がある。
- ・駐車場の問題が解決できるので、支所の移転先として活用したいという意見がある。その他にも歴史資料館、会議室、ビジターセンター（世界遺産登録後）などとしての活用のアイデアもある。

#### 7) 地元組織の立ち上げについて

- ・観光客等の交通手段を提供することを目的としたNPOを設立するための協議を進めている。
- ・交通手段のみでなく、例えば空き家の管理など、他の分野にも取り組んでいきたいという思いがある。
- ・設立のための資金や、若い人たちが参加してくれないのが課題だ。

#### 8) その他

- ・教会前の空き地の活用を図りたい。（お花畑、休憩所）
- ・島にはイノシシが多いので、イノシシを活用した取り組みができないだろうか。（加工・販売）
- ・世界遺産を目指すのであれば、もっと意識啓発が必要だ。港にはゴミが多く、みんなが世界遺産を、という意識を持つことが必要だ。

### 3-3 文化的景観の整備活用に向けた課題

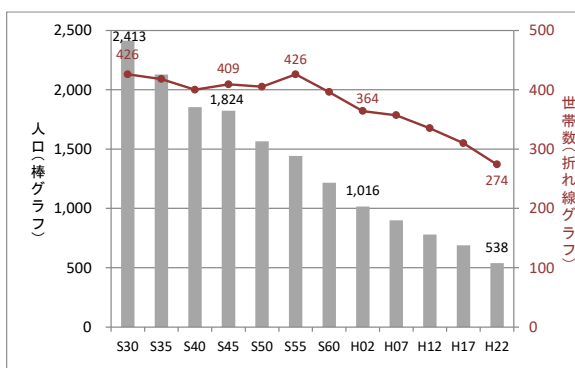
以上のような文化的景観に係る課題、黒島部会での指摘事項を踏まえると、文化的景観の整備活用に向けた課題は、まず、文化的景観そのものの保全、文化的景観の価値を顕在化するための環境整備、文化的景観を活かした取り組み、そして文化的景観の価値を広く情報発信することが要素的な課題と考えられる。

#### (1) 景観の保全の必要性

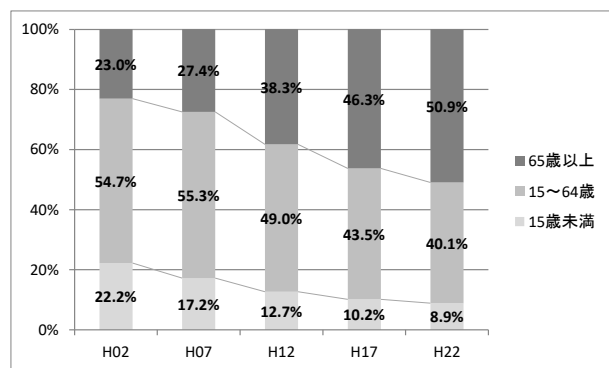
黒島では、急速に人口減少、高齢化が進展しており、後継者不足による農地の減少、防風林・屋敷林の維持管理の担い手不足、空き家の増加、従来から行われてきたコミュニティ活動（まつり、環境美化など）の継続が困難になるなど、住民の生活・生業と密接に結びついた文化的景観が失われることが懸念される。

一方、世界遺産登録を視野に入れると、今後黒島への観光圧力が高まることも予想される。

以上のような状況を踏まえると、生活・生業空間の維持・保全に向けた地域への支援策や、住民の生活や美しい景観を守りながら観光等の圧力に適切に対応するための方策（景観コントロールなど）が必要となっている。



人口・世帯数の推移（国勢調査）



年齢三区分別人口構成比の推移（国勢調査）



二次林内を通る荒れた里道



耕作放棄地が目立つ番岳の斜面

## （２）黒島の魅力や価値を顕在化するための環境整備の必要性

「生業空間と密接に結びついた集落」は、文化的景観を構成する要素であり、景観保全のためのコントロールの方策と併せて、良好な集落景観を維持・向上させるために景観へ十分に配慮した整備が必要である。

さらに、地域に埋もれている石造物・戦跡や、美しい眺望景観など、黒島の文化的景観の価値を高め、顕在化させるための環境整備が必要である。



マキの防風林に囲まれた住宅  
(蕨集落)



旧名切砲台跡



長崎鼻への眺望

## （３）黒島の魅力や価値を活かす取り組みの必要性

黒島天主堂が構成資産候補となっている「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録の動きや、交流人口の増加による地域の活性化などを考慮すると、観光イベント、特産品の開発など、黒島の魅力や価値を観光資源として活用した取り組みを進めていくことが必要である。



黒島天主堂コンサート



「黒島めぐる」ツアー  
(西海パールシーリゾート)



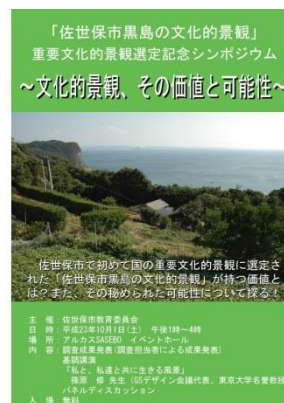
サツマサンキライの葉を使った  
「ふくれ饅頭」

## （４）黒島の魅力や価値を積極的に発信する必要性

黒島の文化的景観の魅力や価値についての調査研究を継続的に進めるとともに、地域住民や来訪者に広く啓発・アピールするための積極的な情報発信、仕組みづくり、環境整備などの取り組みを進めていくことが必要である。



史跡保存会によるガイド活動



重要文化的景観選定記念  
シンポジウム  
(平成 23 年 10 月開催)

## 第4章 文化的景観の整備活用の基本方針

### 4-1 基本理念

「保存計画書」を踏まえ、文化的景観の保存と整備活用に係る基本理念を以下のように設定する。

『島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な  
集落形成と植物を利用した独特な集落景観と文化を次世代に引き継ぐ』

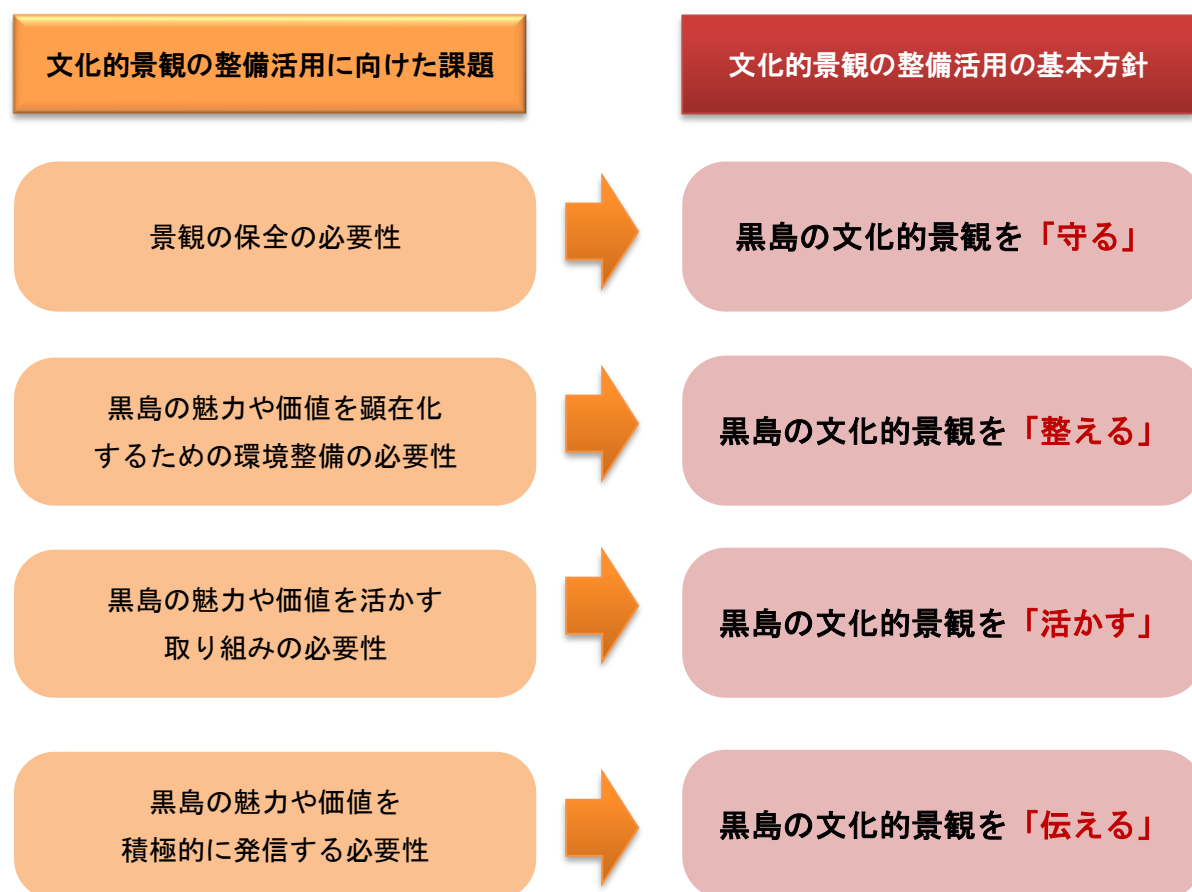
－文化的景観を活かした「まちづくり」－

- ・ 自然林・防風林を活かした集落構造を引き継ぐ
- ・ 丘陵地に広がる耕作地を中心とした農漁村景観を引き継ぐ
- ・ 独特の歴史を証明する資産や豊かな自然景観を保全する。

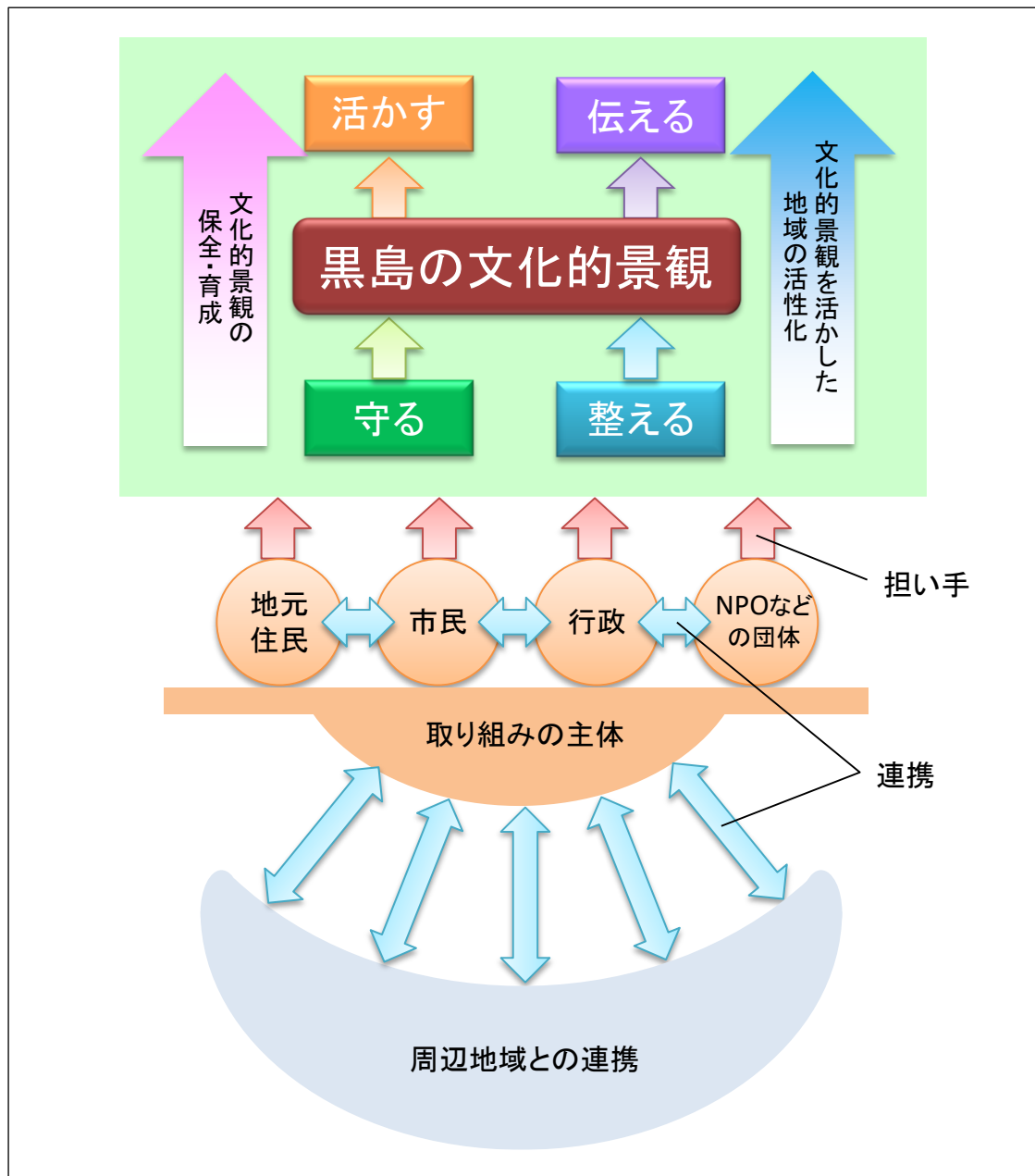
### 4-2 文化的景観の整備活用の基本方針

#### (1) 基本方針

文化的景観の整備活用に向けた課題を踏まえ、基本理念実現に向けた整備活用の基本方針を以下のように設定する。



地域住民・市民・行政・NPOなどの団体が、以上に掲げた4つの基本方針、すなわち「守る」「活かす」「伝える」「育める」ための取り組みを支え、平戸をはじめとする県北地域や五島地域、長崎外海地域など、黒島と歴史的な結び付きの強い周辺地域との連携も図りながら、重要文化的景観の整備活用を進めることにより、「文化的景観の保全・育成」と「文化的景観を活かした地域活性化」を推進していくものとする。



文化的景観の整備活用の基本方針と計画推進のための連携の考え方

### 4-3 基本方針の展開方策

#### (1) 黒島の文化的景観を「守る」

黒島の文化的景観を構成する要素である「自然地理的背景」「独特な歴史的背景」「生業空間と密接に結びついた集落」のそれぞれの価値を保全するために、各種法令等に基づく規制・誘導を図るとともに、人口減少、高齢化が進む本地域の課題を踏まえ、自然的資源・歴史的資源・生業空間の保全に努める。

#### (2) 黒島の文化的景観を「整える」

「生業空間と密接に結びついた集落」の優れた景観を維持・向上を図るために必要な方策を講じるとともに、文化的景観を構成する要素周辺において、その存在や価値を顕在化し、活用を図るための環境整備を進める。併せて、黒島の文化的景観の特性に配慮した公共施設の整備・維持更新を行う。

#### (3) 黒島の文化的景観を「活かす」

黒島の文化的景観の魅力や価値を地域の活性化に繋げるために、観光への活用など、多くの人たちの交流が促進される取り組みを推進する。

#### (4) 黒島の文化的景観を「伝える」

黒島の文化的景観の魅力や価値を地域内外に情報発信する取り組みを進めるとともに、それらを後世に伝え残すための調査研究・教育・普及活動を推進する。

## 第5章 行動計画

## 【行動計画の施策体系】

| 基本方針  | 施策                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「守る」  | 1. 現状変更に対する規制・誘導<br>①景観法及び文化財保護法（重要文化的景観）に係る規制・誘導<br>②その他の法令に係る規制・誘導<br>2. 自然環境の保全<br>3. 歴史的資源の保全<br>4. 生業空間の保全<br>①防風林・屋敷林の維持・保全に係る仕組みづくり<br>②空き家の管理・活用に係る仕組みづくり<br>③コミュニティ活動の維持に対する支援<br>④耕作放棄地・イノシシ対策<br>⑤漁港施設、漁場整備<br>⑥防災対策 |
| 「整える」 | 1. 従来材料・工法による住宅の修繕<br>2. 主要な構成要素周辺の環境整備<br>3. 歩行者ネットワークの整備<br>4. 案内サイン等の整備<br>5. 公共施設等の景観への配慮・修景                                                                                                                                |
| 「活かす」 | 1. 文化的景観を活かした各種イベントの開催<br>2. ツーリズムの推進<br>3. 交通対策<br>①黒島へのアクセス強化の検討<br>②島内での移動手段<br>4. 特産品の開発<br>5. ビジターセンターの整備                                                                                                                  |
| 「伝える」 | 1. 文化的景観の魅力の情報発信<br>2. 文化的景観に係る調査研究<br>3. 史料の保存・展示<br>4. 生涯学習の取り組み<br>5. ガイド体制の充実                                                                                                                                               |

## 5-1 黒島の文化的景観を「守る」ための行動計画

## 施策＜守－１＞：現状変更に対する規制・誘導

## 【背景・目的】

黒島の文化的景観の範囲には、文化財保護法（重要文化的景観）、景観法に基づく行為規制の他に、各種法令に基づく行為規制が適用される土地が含まれている。

このような各種法令に基づき、建築行為や開発行為などの現状変更に対する規制・誘導を適切に行うことにより、黒島の文化的景観を保全していくものとする。

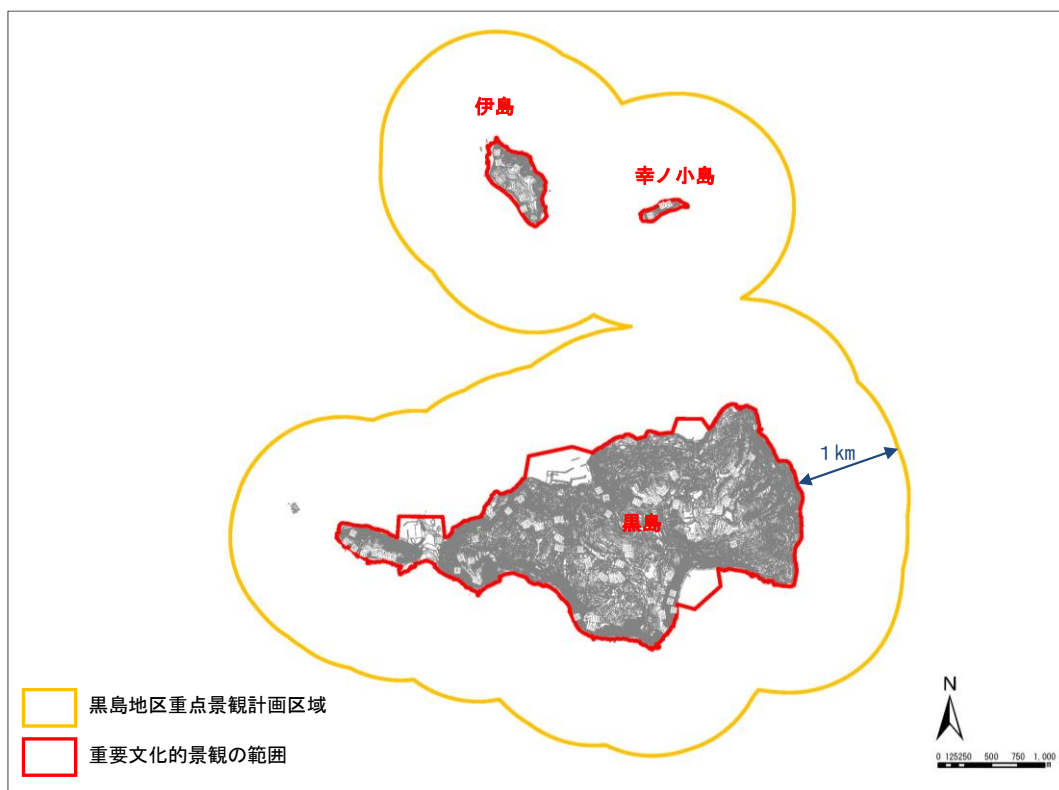
## 【施策の内容】

## ① 景観法及び文化財保護法（重要文化的景観）に係る規制・誘導

佐世保市景観計画では、黒島の文化的景観を取り囲む周辺海域の範囲を「重点景観計画区域」に指定している。

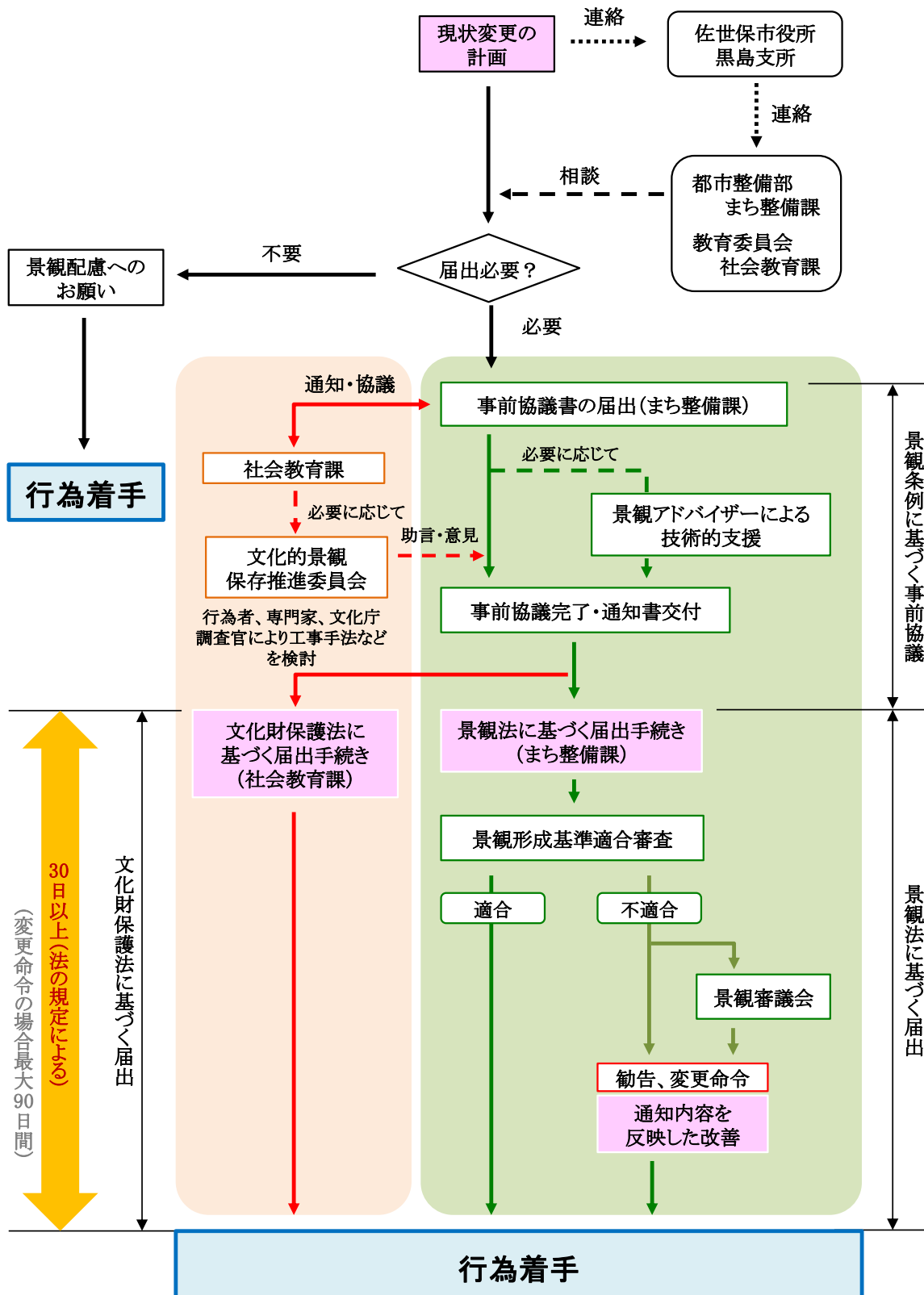
景観法（佐世保市景観計画・景観条例）と文化財保護法（重要文化的景観）の二つの法令に基づく届出手続き制度を適切に運用しながら、現状変更に対する規制・誘導を行い、黒島の文化的景観を保全していく。（届出対象行為等については、巻末資料参照）

## ◆ 黒島地区重点景観計画区域と重要文化的景観の範囲



## ◆ 届出手続きフロー

現状変更に関する届出手続きフローは、下図に示すとおりであり、景観法と文化財保護法が連携しながら、適切な手続き制度を運用していくものとする。



## ② その他の法令に係る規制・誘導

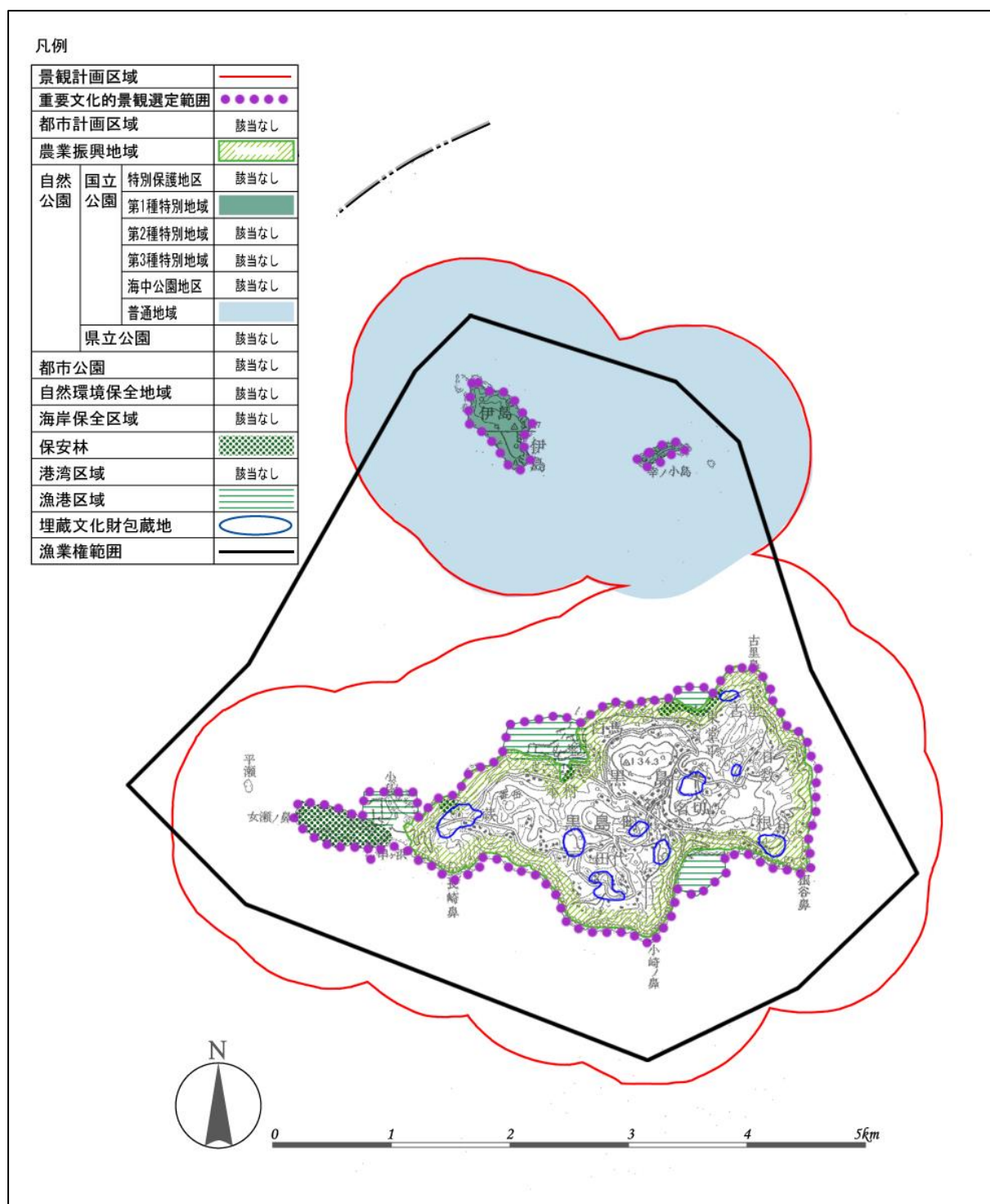
重要文化的景観の範囲においては、上記の二つの法令の他、以下に示す法例による行為規制が適用される土地が含まれている。

該当する土地において、現状変更等の行為を行おうとする場合は、各法令に基づき許可又は届出の手続きを適切に行うことにより、黒島の文化的景観を保全していく。

## ◆ 土地利用規制法等による主な行為規制

| 根拠法令            | 対象範囲        | 許可・届出等 | 主な行為規制の内容                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然公園法<br>(国立公園) | 特別地域        | 許可又は届出 | <b>【許可事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の新設、増改築</li> <li>・ 木竹の伐採</li> <li>・ 鉱物の掘探、土石の採取</li> <li>・ 広告物等の掲出</li> <li>・ 土地の形質の変更、水面の埋立、干拓</li> <li>・ 屋根、壁面、塀等の色彩の変更 など</li> </ul> <b>【届出事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木竹の植栽、家畜の放牧</li> </ul> |
|                 | 普通地域        | 届出     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定規模以上の工作物の新設、増改築</li> <li>・ 鉱物の掘探、土石の採取</li> <li>・ 広告物等の掲出</li> <li>・ 土地の形質の変更、水面の埋立、干拓 など</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 森林法             | 保安林         | 許可     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立木の伐採</li> <li>・ 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 文化財保護法          | 周知の埋蔵文化財包蔵地 | 届出     | ・ 土木工事等を目的とした発掘                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                 | 国指定文化財      | 許可     | ・ 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 文化財保護条例         | 県指定文化財      | 許可又は届出 | ・ 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                 | 市指定文化財      | 許可又は届出 | ・ 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 農地法             | 農地          | 許可     | ・ 権利の移転、転用及び転用のための権利の移転                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地         | 許可     | ・ 宅地の造成、土地の形質の変更又は建築物・工作物の新築、増改築若しくは開発行為                                                                                                                                                                                                                                        |
| 漁港漁場整備法         | 漁港          | 許可     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の建設若しくは改良</li> <li>・ 土砂の採取</li> <li>・ 土地の掘削若しくは盛土</li> <li>・ 汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用</li> </ul>                                                                                                                              |

## ◆ 土地利用規制図



## 【施策推進の体制】

関係法令の所管部局が対応することを基本に、地域住民が現状変更に係る行為者となる場合は、佐世保市黒島支所が、各法令等に基づく手続きに係る情報提供や窓口機能を担うものとする。

## 施策＜守－２＞：自然環境の保全

### 【背景・目的】

黒島においては、古くから町内会や教会・寺社の組織などが、山林の除草・下刈り、浜の清掃などの作業を共同して行い、豊かな自然環境の保全に努めてきた。

しかしながら、高齢化や人口減少のため、これらの自然環境の保全に係る地域の活動の継続が困難になっている団体もみられる。

黒島の豊かな自然環境はこのような地域の活動によって支えられているものであり、人口減少、高齢化に直面する地域の活動を支援する仕組みづくりを行い、黒島の自然環境を保全していくものとする。



定期的に行われる浜清掃



地元婦人会による花壇の整備  
(根谷地区)

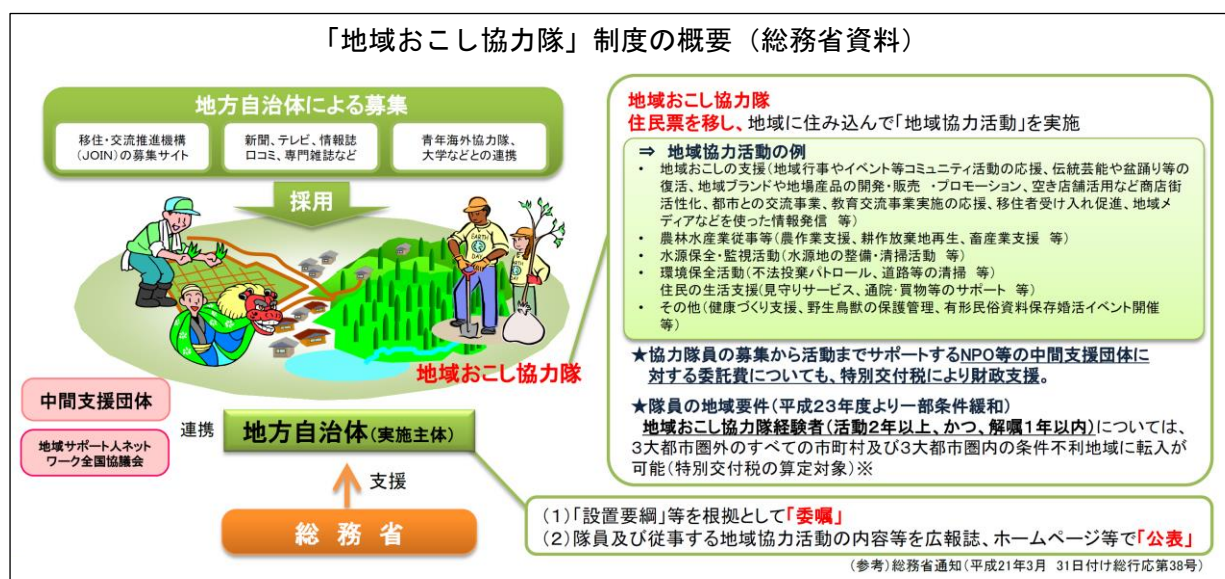
### 【施策の内容】

従来から行われたこれらの保全活動の継続を支援するため、以下のような施策を検討する。

- ・行政による地元組織への支援（用具類の支給、貸与）
- ・人的支援に係る仕組みづくりの検討（町内会相互の協力体制の構築、各団体へのボランティア制度、黒島サポーター制度等の創設の検討）

### 【施策推進の体制】

地域の美化・清掃・緑化などの活動に対して、従来からの道路等の愛護活動（里親制度）に対する支援策や「地域おこし協力隊」（総務省）も活用しながら、庁内において組織横断的な支援を検討する。



### 施策＜守－3＞：歴史的資源の保全

#### 【背景・目的】

黒島の集落の存在は少なくとも14～15世紀に遡り、その後の18～19世紀にかけての潜伏キリシタンの入植、信仰の復活、佐世保に軍港が置かれるようになって以降の軍事施設の建設など、黒島の独特で複雑な歴史は、集落景観の形成にダイレクトに反映されており、それが現在に至るまで非常に良く保存されている。

このように黒島の独特で複雑な歴史的背景が残した様々な資源・遺構について、適切な保全策を講じていくものとする。

#### 【施策の内容】

文化的景観を構成する根本的なバックグラウンドとなっている島内の歴史的資源について、現状の保全を前提に、以下に示すような適切な保全策を講じるものとする。

- ・国指定重要文化財である黒島天主堂については、文化財保護法に基づき適正な保存管理を行う。
- ・石造物については、場所に意味がある場合が多く、現状の保全を前提に、適切な保存管理を行う。
- ・古墓地は集合墓地が整備されて以降は各集落による自主管理も停滞してきており、山野に埋もれている箇所もあることから、住民の協力を得ながら保全に努める。
- ・軍事施設については、軍港防備の一翼を担う近代における黒島の役割を物語るものであり、保全し活用を図る。



地域に埋もれる歴史的資源（左から「かっぱ塚」「仕切牧墓地」「旧黒島東砲台発電所」）

#### 【施策推進の体制】

所有者や地域住民との協力体制を構築しながら、必要な整備内容を検討し、文化的景観に係る補助事業などを活用して整備を行う。

## 施策＜守－４＞：生業空間の保全

### 【背景・目的】

黒島地区住民の生業は農業・漁業といった第一次産業が大半を占めており、集落と一体的に構成された農地や厳しい自然環境の中で構築された港や波止場などの生業空間は、黒島の文化的景観を特徴づける重要な要素である。

人口減少、高齢化が進行する黒島においては、このような伝統的な土地利用を継承しながら今後も生業空間を維持するために、以下に示すようないくつかの方法を組み合わせながら総合的な支援策を講じていく。

### 【施策の内容】

#### ① 防風林・屋敷林の維持・保全に係る仕組みづくり

黒島の集落における家屋やそれを取り巻く防風林・屋敷林は、地域の景観を特徴づける大きな要素となっている。

一方、これらの防風林・屋敷林の所有者は高齢化しており、適正な維持管理が行き届かず、防風林として機能しない、倒木の危険など、様々な問題を抱えつつある現状である。

以上のようなことから、黒島の文化的景観の重要な構成要素である防風林・屋敷林を将来にわたって適正に維持・保全するための仕組みづくりを検討する。

#### （参考事例）築地松景観保全住民協定と助成制度

築地松景観保全対策推進協議会 (<http://www.tsujimatsu.com/>) より

出雲平野の自然と文化に根差した築地松は、島根県の資産として全国に誇れるものであり、未来にむけて引き継いでいくべき伝統です。

しかし、近年松くい虫の被害や生活様式の変化によりその姿は減少しつつあります。この貴重な伝統を次の世代に伝えていくためには、築地松所有者だけでなくその周辺住民も含め、全員で築地松景観を守る努力が大切です。

そこで、築地松景観保全対策推進協議会は、一定の区域を設定した全員参加による住民協定の締結を促進し、築地松所有者への築地松保全に関する助成制度を設けて、援助を行っています。

#### 築地松景観保全住民協定とは

1. まとまりある土地の区域であること。
  2. 築地松のある建築物を5戸以上含んでいること。（ただし、例外規定があります。）
  3. 土地の所有者及び借地権者の原則として全員の合意 によって結ばれていること。
  4. 築地松の適正な維持管理について定めてあること。
  5. 協定の有効期間が5年以上であること。
- 以上の内容をさだめた住民協定です。

#### 築地松を対象とした助成制度

築地松景観保全住民協定を結んでいる築地松所有者が、協定に基づいて行う築地松の維持管理に要する経費を助成します。

助成対象となる維持管理内容

1. 松枯れ防除
2. 枯れ松の伐倒
3. 築地松の剪定
4. 築地松の新植・補植

助成金額

維持管理に要した経費のうち、剪定、伐倒、松くい虫防除の内容ごとに、築地松景観保全一般住民協定を締結した住民は3分の1以下で上限が3万円（防除は樹幹注入で4万5千円）まで、築地松景観保全特定住民協定を締結した住民は2分の1以下で上限4万5千円（防除は樹幹注入で6万円）までです。



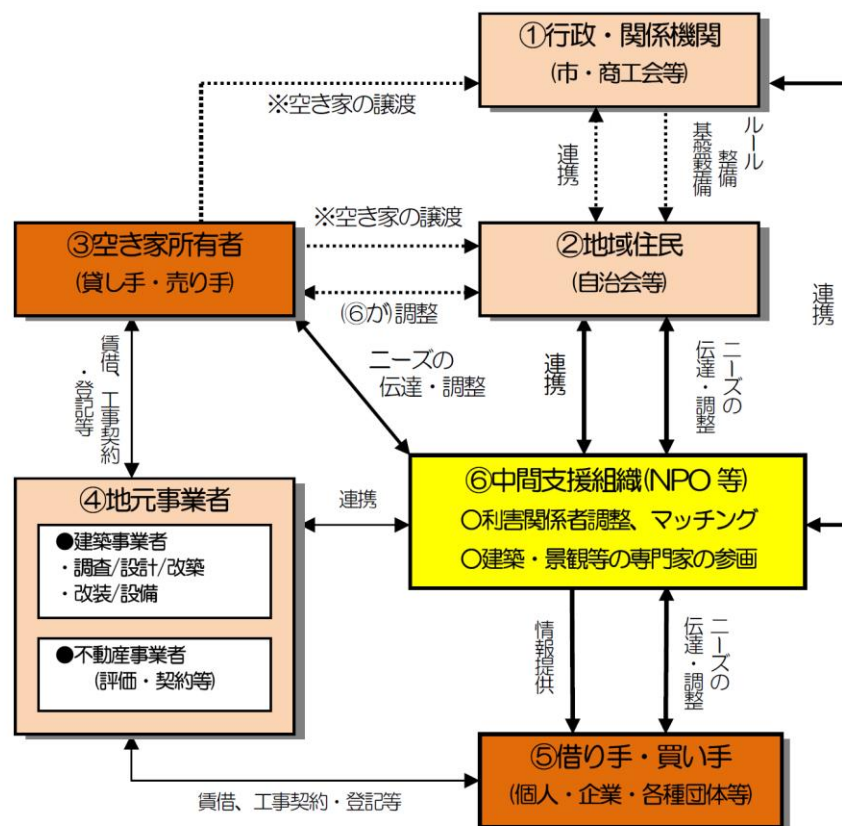
## ② 空き家の管理・活用に係る仕組みづくり

黒島の集落においては、近年空き家が増加しており、住宅の荒廃等により、地域の景観を特徴づける黒島の良好な集落景観が失われることが懸念される。

良好な集落景観を維持するために、黒島において増え続ける空き家を適正に管理し、さらにそれらを活用するために、所有者、地域住民、地元組織、行政の協働による仕組みづくりを検討する。

### (参考事例) 空き家の利活用に向けた中間支援

福岡県福津市では、地域住民、地域企業などのニーズを踏まえ、貸し手・売り手と借り手・買い手のマッチングを推進する中間支援に向けた取り組みを進めようとしている。



### (参考事例) 空き家のコミュニティ施設としての活用事例

名称：為山塾（いさんじゅく）／島根県大田市

用途：コミュニティ施設／石見銀山ロマン株式会社（民間による運営）

昭和30年代の半ばから住む人もいなくなり、空き家になっていた建物には、塵埃が積み重なり、あちこちに老朽化も目立っていた。

2006年より、地域の人たちが集える場所として蘇らせようということで、有志が集まり経年の埃を拭いて再生した。セミナーや古民家体験のワークショップ、コンサート会場等として使われている。



### ③ コミュニティ活動に対する支援

人口減少、高齢化が進む黒島において、従来から地域が実施してきた祭りなどの伝統行事やコミュニティ活動への継続的な実施に向け、以下に示すような仕組みづくりなどの支援策を検討する。

- ・黒島における伝統行事の整理・把握・広報
- ・伝統行事を行っている団体への支援（担い手の育成に係る財政支援等）
- ・コミュニティ活動に対する人的支援、財政支援

### ④ 耕作放棄地・イノシシ対策

農地・山林の荒廃を食い止めるために、以下に示すような耕作放棄地やイノシシの駆除等に対する対策を検討する。

- ・耕作放棄地の除草、再耕作、景観作物等の植え付け
- ・イノシシの防御及び駆除対策
- ・耕作放棄地の活用に係る体制・仕組みづくり

### ⑤ 漁港施設、漁場整備

黒島の主要な生業である水産業の振興に向けた取り組みを行う。

- ・漁港施設、漁場施設整備

### ⑥ 防災対策

地域住民の安全・安心の確保のため、以下に示すような防災対策を進める。

- ・避難誘導ルート設定と整備
- ・防災訓練

### 【施策推進の体制】

以上のような生業空間の保全に関する施策は、総合的に実施することが重要であり、空き家の所有者や地域住民などとの協力体制を構築しながら、庁内において組織横断的な体制で施策を推進する。

## 5-2 黒島の文化的景観を「整える」ための行動計画

## 施策＜整-1＞：従来材料・工法による住宅の修繕

## 【背景・目的】

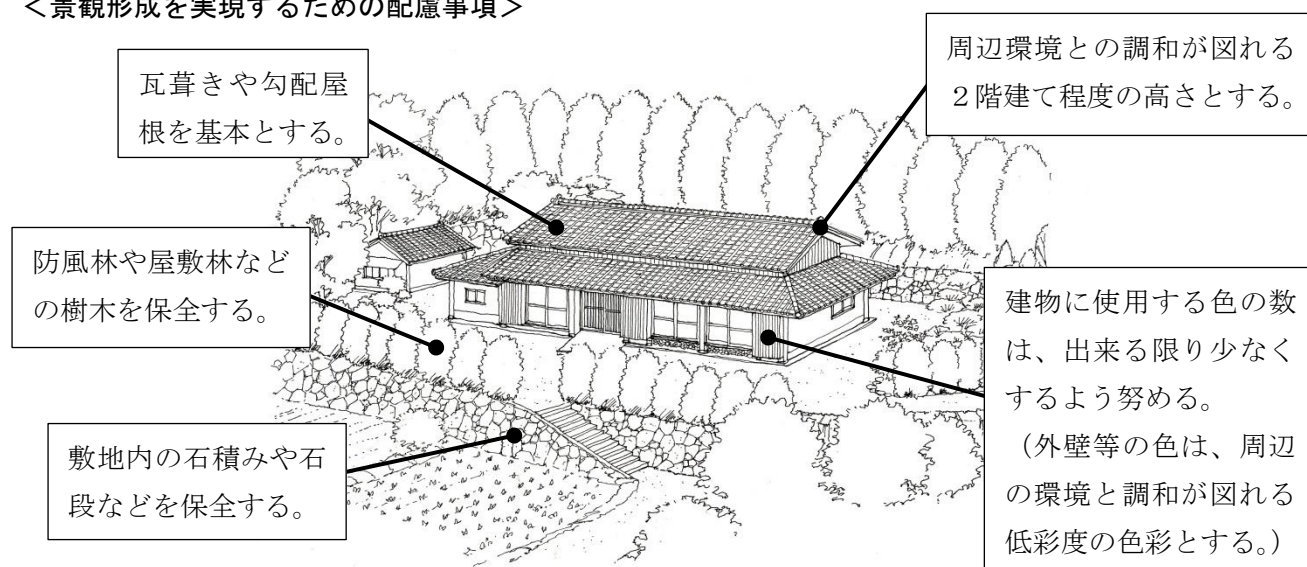
黒島の集落に多く見られるのは、木造平屋建ての住宅であり、現在も良好な集落景観を維持している。

このような従来からの建築様式等による修繕、建て替えに対する支援を行い、良好な集落景観の維持を図るものとする。

## 【施策の内容】

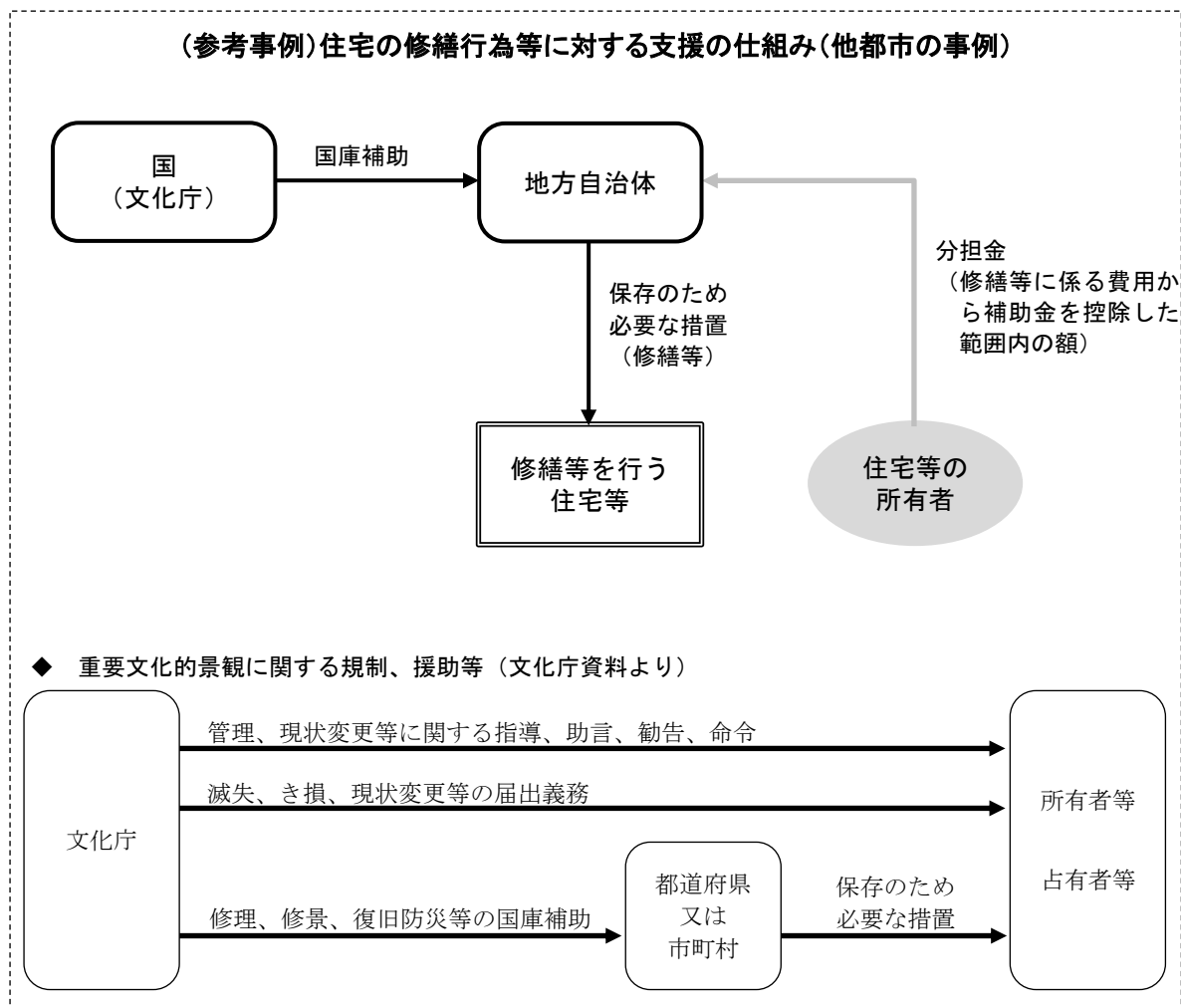
黒島地区重点景観計画においては、建築物等に係る配慮事項や景観形成基準を設定し規制・誘導を行うこととしているが、これらの景観形成基準のうち「昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める」など、一定の項目を満たした住宅の修繕行為等に対して支援を行っていくものとし、そのために必要な条例・要綱等の整備などの仕組みづくりを行う。

## ＜景観形成を実現するための配慮事項＞



## 建築物・工作物の景観形成基準（抜粋）

| 項目       | 基準                                                                                                                                                                               |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態<br>意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等にあっては瓦葺き・勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を有するよう努める。</li> <li>・建築物・工作物の素材は、昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める。</li> </ul>                                     |
| 色彩       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数はできる限り少なくするよう努める。</li> </ul>                                                                                                       |
| 外構       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に防風林や屋敷林などの樹木がある場合は、できる限りその保全に努める。</li> <li>・敷地内に石積みや石段などがある場合は、できる限りその保全に努める。また、新たに設ける場合は、昔から使われてきた素材や工法と同等のものをを用いるよう努める。</li> </ul> |



### 【施策推進の体制】

所有者や地域住民と協議を進めながら、文化的景観の保存に資する整備内容を検討し、文化的景観に係る補助事業を活用して整備を行う。

## 施策＜整－２＞：主要な構成要素周辺の環境整備

### 【背景・目的】

黒島に広く分布する歴史的資源（石造物、旧軍施設など）や、主要な眺望点においては、その歴史的価値や良好な眺望景観をそれぞれに有しているにもかかわらず、それらの存在が地域に埋もれてしまっているものが見られる。

以上のようなことから、これら歴史的資源や主要な眺望点の価値を顕在化させ活用を図るために、これらの資源周辺において適切な環境整備を進めるものとする。

### 【施策の内容】

黒島に広く分布する歴史的資源や主要な眺望点周辺において、以下に示すような環境整備を行う。

- ・歴史的資源へのアプローチ道路の整備
- ・歴史的資源周辺における小広場などのポイント整備（黒島天主堂前の小広場整備など）
- ・良好な眺望点におけるベンチやあずまやの配置などの視点場としての整備  
（日数、番岳、女瀬などの良好な眺望点における視点場としての整備）



蕨地区の展望所の整備例

### 【施策推進の体制】

所有者や地域住民と協議を進めながら、必要な整備内容等を検討し、文化的景観に係る補助事業などを活用して整備を行う。

### 施策＜整－3＞：歩行者ネットワーク整備

#### 【背景・目的】

黒島においては、かつて使われていた集落から台地部の農地や浜へ通じる里道が、人口減少や高齢化に伴い使われずに放置され、山野に埋もれているものが多く見られる。

これらの里道を掘り起こし、地域住民や来訪者の歩行者動線として再整備することにより、島内の歩行者ネットワークの形成を図るものとする。

#### 【施策の内容】

かつて使われていた里道を対象に、以下に示すような施策を講じ、島内の歩行者ネットワークの形成を図る。

- ・使われなくなった里道の掘り起こし調査
- ・歩行者ネットワーク計画の立案（必要に応じて、地域住民・来訪者の動線分離を考慮）
- ・歩行者ネットワーク計画に基づく整備

#### 歩行者ネットワーク(里道)の整備イメージ



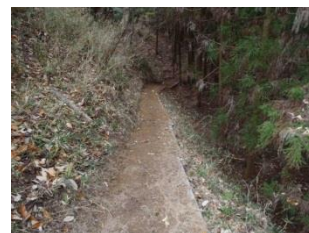
ながおか市民協働センター  
NPO 法人地域循環ネットワーク



写真上・右：広島市



整備前



整備後

#### 【施策推進の体制】

地域住民と協議を進めながら、必要な整備内容や整備優先順位等を検討し、文化的景観に係る補助事業などを活用して整備を行う。

## 施策＜整－４＞：案内サイン等の整備

### 【背景・目的】

黒島に広く分布する歴史的資源や良好な眺望箇所などを、来訪者に対してきめ細かい案内・情報提供をするための案内サイン等の整備など、必要な取り組みを行う。

### 【施策の内容】

黒島へ訪れる観光客の島内での動線などを考慮し、来訪者が安心して島内を周遊できる統一仕様の案内施設（案内マップ、サイン、説明板等）の整備を行う。また、黒島の景観を損なわないように、素材などにも考慮する。

- ・サイン計画の検討・立案
- ・既設のサイン類の整理
- ・サイン計画に基づく案内サイン等の整備

### 案内サイン等の整備イメージ



### 【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、サイン計画の検討・立案を行い、サイン計画に基づき必要な整備を行う。

### 施策＜整－5＞：公共施設等の景観への配慮

#### 【背景・目的】

黒島の文化的景観の維持・向上に率先して取り組むためには、周辺景観に調和した公共施設の整備や維持・管理を率先して進めることが重要である。

したがって、市が管理する公共施設にあっては、黒島の良い文化的景観を維持するため、適正な整備や維持・管理に努めるものとする。

#### 【施策の内容】

来訪者の主要動線となる黒島港～黒島天主堂に至る市道をはじめ、地区内の市道・河川・漁港・公共建築物等における整備や維持・修繕等においては、文化的景観の価値を踏まえた景観への十分な配慮・修景を行う。

その際、基本的にはP25掲載のフローに従って、庁内において適正な手続きを行い、景観への配慮の徹底を図るものとする。

## 5-3 黒島の文化的景観を「活かす」ための行動計画

## 施策＜活-1＞：文化的景観を活かした各種イベントの開催

## 【背景・目的】

佐世保市黒島の文化的景観の存在や価値を広くアピールし、さらに文化的景観を舞台とした人々の交流を促進するために、文化的景観（黒島が有する資源）を活かした各種イベントの開催を行う。

## 【施策の内容】

黒島天主堂を活用したイベント、海のイベント（釣り・シーカヤック体験など）、史跡見学会など、黒島が有する資源を活用したイベント開催を行う。

## (参考事例) 文化的景観を活用したイベント

- ① 蕨野の棚田(佐賀県唐津市)
- ② 新上五島町北魚目の文化的景観、新上五島町崎浦の五島石集落景観（長崎県南松浦郡新上五島町）
- ③ アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観(北海道沙流郡平取町)



①棚田を活かしたコンサート



②ウォーク&amp;クルーズ



③撮影ツアー

## 【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、イベントの企画立案を行い、行政も参画した協働体制を構築し、イベント実施を行う。

## 施策＜活－２＞：ツーリズムの推進

### 【背景・目的】

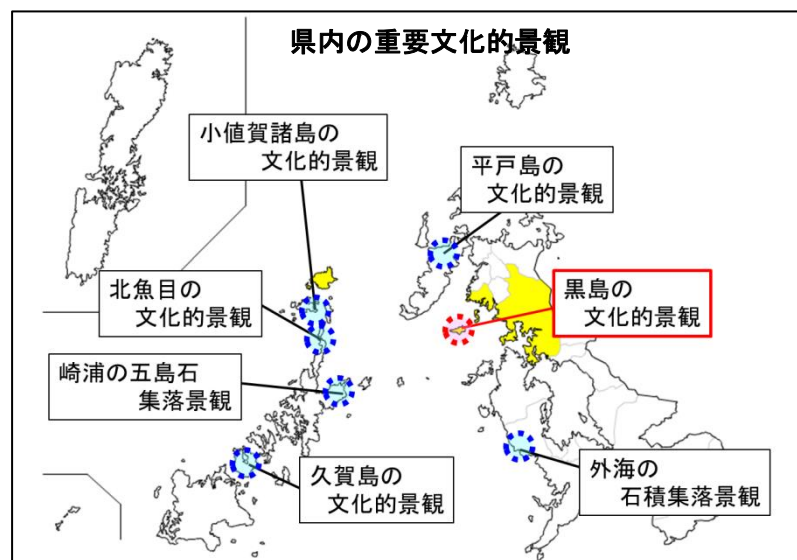
黒島では、エコツーリズムや地域文化振興の一環として、地元史跡保存会によるボランティア観光ガイドが実施されており、財団法人佐世保観光コンベンション協会との連携などにより、団体ツアー客に対応している。

世界遺産登録などを見据えると、今後ますます観光へのニーズが高まることが予想されるため、他地域との連携も考慮しながら、ツーリズムに係る施策を推進し、交流人口の増大等による地域活性化を目指していくものとする。

### 【施策の内容】

黒島の文化的景観の魅力を広くアピールし、人々の交流を促進させるために、以下に示すようなツーリズムの推進に係る施策を検討する。

- ・ 史跡保存会によるガイド活動の推進
- ・ 九十九島パールシーリゾート、佐世保観光コンベンション協会などによるツアーの推進
- ・ 佐世保・小値賀観光圏の形成に向けた観光基盤の整備
- ・ 平戸や長崎外海などの県内の重要文化的景観など、他地域と連携したツーリズムの推進



### 【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体、旅行事業者、交通事業者、関連自治体等と協議を進めながら、ツアーの企画立案や必要な施設整備に係る計画立案を行い、行政も参画した協働体制を構築し、ツーリズムを推進する。

### 施策＜活－3＞：交通対策

#### 【背景・目的】

黒島は本土から約 12 k m離れた海上にあり、島外との交通は船を利用する以外はない。また、黒島の島内にはバスやタクシーといった交通機関はなく、人々は自家用の軽自動車や軽トラック、テラーなどの農業用小型特殊自動車、あるいは徒歩に頼って移動している。

このようなことから、世界遺産登録を見据えた観光の受け入れ、さらには地域住民の高齢化に伴う移動手段の確保などの観点から、島外からの交通手段、島内の移動手段の充実に向けた取り組みを進めるものとする。

#### 【施策の内容】

##### ① 黒島へのアクセス強化の検討

世界遺産登録を見据えた観光客の増加等に対応して、黒島を訪れる唯一の交通手段であるフェリーの増強や、観光事業者と連携したチャーター船等の運航等を検討する。

##### ② 島内での移動手段

公共交通のない黒島において、島外からの来訪者の周遊や地域の高齢者などの移動を支援する仕組みづくりを検討する。

#### (参考事例) 自家用有償旅客運送

過疎地域における地域住民の移動支援や、身体障害者等の移動制約者に対する移動支援のために、NPO 法人等が自家用車を用いて有償で運送する「自家用車有償旅客運送制度」として、以下に示す2つの制度がある。

| ① 過疎地有償運送                                                           | 運送の対象                                                | 登録に必要な手続                              |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| NPO、一般社団法人・財団法人等が、バス・タクシー等の公共交通機関によって十分な輸送サービスが確保されていない過疎地において行う輸送。 | 地域内の住民及びその親族<br>その他日常の用務を有する者であって <b>旅客名簿に記載された者</b> | 運営協議会（市長、旅客事業者、住民、地方運輸局長、NPO 等）における合意 |
| ② 福祉有償運送                                                            | 運送の対象                                                | 登録に必要な手続                              |
| NPO、医療法人、社会福祉法人等が、タクシー等の公共交通機関によって移動制約者に対する十分な輸送サービスが提供されない場合に行う輸送。 | 身体障害者等の移動制約者<br>で <b>旅客名簿に記載された者</b>                 | 運営協議会における合意                           |

#### 【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、交通対策に係る立案を行い、必要に応じて受け皿となる組織を設立し、行政も参画して交通対策への支援を行う。

### 施策＜活－４＞：特産品の開発

#### 【背景・目的】

黒島では、地元の団体などによって、とうふ、サツマサンキライの葉を使ったふくれ饅頭などの特産品の開発などが行われてきた。

世界遺産登録を見据えた観光の受け入れや島の第一次産業の振興の観点から、特産品の開発や販売促進に一層力を入れていくものとする。

#### 【施策の内容】

地域の主要産業（農業・漁業）の特性を活かし、サツマサンキライなどの地元産の野菜、イノシシ肉、海産物などを活用した特産品の開発や販売促進等を行う。

#### （参考事例）離島の「島弁」（岡山県笠岡市・笠岡諸島）

地元テレビ局から、笠岡諸島ならではのイベントの協力の要請があり、島ならではのプロジェクトを検討してたどりついたのが弁当であった。「島の住民が、島の食材を使って、島で作る弁当」として開発し、名前は「島弁」と名付けられた。笠岡諸島6島の島民たちがそれぞれの島の良さを生かして、独自の「島弁」を作り、島を訪れた人たちが6島を巡りながら弁当を食べ歩くという企画を放映。広く名が知れ渡った「島弁」は岡山市などの島外でも販売されている。



笠岡諸島の島弁

#### 【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、特産品の開発に係る企画立案を行い、行政も参画した協働体制を構築し、特産品開発や販売促進への支援を行う。

## 施策＜活－5＞：ビジターセンターの整備

### 【背景・目的】

文化的景観の選定、今後の世界遺産登録等に向け、黒島への来訪者への情報や各種サービスを提供するセンター機能として、（仮称）ビジターセンターの整備に向けた検討を行うものとする。

### 【施策の内容】

当該からの来訪者にとって島への玄関口となる黒島港フェリーターミナル周辺、あるいは黒島小学校跡地などを活用したビジターセンターの整備に向けて、以下のような取り組みを進める。

- ・ 特産品販売所設置の試行  
（フェリーターミナル周辺）
- ・ ビジターセンター建設地の選定
- ・ ビジターセンターへの導入機能の検討
- ・ ビジターセンター施設計画・設計
- ・ ビジターセンターの建設



### （参考事例）ビジターセンターの整備例



知床世界遺産・知床国立公園羅臼ビジターセンター  
（北海道羅臼町）



松尾八幡平ビジターセンターの内観  
（岩手県八幡平市）

### 【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、ビジターセンター整備に係る計画の検討・立案を行い、必要に応じてビジターセンターを管理運営する組織を設立し、行政も参画して整備を進める。

## 5-4 黒島の文化的景観を「伝える」ための行動計画

## 施策＜伝－1＞：文化的景観の魅力の情報発信

## 【背景・目的】

黒島の文化的景観の魅力をアピールするために、様々な媒体を活用した情報発信を積極的に推進していくものとする。

## 【施策の内容】

黒島の文化的景観の魅力を積極的に情報発信するために、以下に示すような方策について検討し、必要な施策を講じるものとする。

- ・パンフレット・ガイドブック・ガイドマップなどの作成・更新
- ・黒島の文化的景観ホームページの開設・運用
- ・文化的景観に係るシンポジウムの開催



重要文化的景観選定時のパンフレット（平成 23 年 9 月作成）



「平戸島の文化的景観」のサイト（平戸市 HP より）

## 【施策推進の体制】

佐世保市教育委員会が主体となって、必要な施策を検討し、実施する。

## 施策＜伝－２＞：文化的景観に係る調査研究

### 【背景・目的】

文化的景観は、地域住民の生活・生業と密接に結びついて時間をかけて徐々に形成されたものであり、住民の生活・生業とともに変化し続けている。

そのような文化的景観の性格を踏まえ、「生きたもの」としての文化的景観に係る調査研究を継続的に実施していくものとする。

### 【施策の内容】

文化的景観に係る継続的な調査研究として、以下に示すような取り組みを行う。

- ・発掘調査・文献調査などの基礎的調査研究の継続的な実施
- ・テーマを設定した調査研究の実施
- ・文化的景観の変化を追跡・検証可能なシステム（文化的景観データベース等）の構築

#### （参考事例）四万十川の文化的景観（四万十町ＨＰより）

**四万十川流域の文化的景観**

▲各区域名をクリックすると詳細マップが表示されます

**高南台地域**

**高南台地域1**

高南台地域 四万十川の清流を利用して拓かれた田園の景観地

**57 四万十川**

所在地／四万十町志保  
管理権／高知県

津野町不入山の源流を発した四万十川は、中土佐町を通り窪川地域の上秋丸から四万十町に入って高南台地を南流する。仁井田川と合流した後、窪川で西に向きを変え、大正地域・十和地域に向かう。

四万十川は、激しく穿入蛇行を繰り返すのが特徴であるが、窪川地域では、高南台地と呼ばれる比較的開放感のある堆積谷底平野を、穏やかに蛇行しつつも直線的な流路となった流れで、四万十町内では、窪川地域と大正地域・十和地域とは全く異なる様相を呈している。

四万十川は、上流部に近いこの地域では下流域に比べて増水期の水量も少ないことや流れが緩やかなことから、本流に多くの堰が築かれ、その豊かな水が高南台地に導かれ、広大な農地を潤している。

一方で、四万十川は頻りに洪水を引き起こす川でもあり、市生原や越行などの護岸には、石積みや堤防、護岸のための竹林が見られる。四万十川は、その本流の豊かな清流によって高南台地を広大な美田に成長させ、流域住民に全国でも有数の良質米である仁井田米という豊かな恵みを与える、価値のある存在である。

高知県四万十町では、「四万十川の文化的景観」を構成する重要な要素を写真付きで検索できるサイトを開設している。

このような、文化的景観を構成する要素のデータベースを構築し、その変化の状況を記録することにより、文化的景観の変化を追跡・検証し、文化的景観の保全に資するシステムとして活用することが可能となる。

### 【施策推進の体制】

地域住民や学識経験者の参画を得ながら、必要な取り組みを検討し実施していく。

### 施策＜伝－3＞：史料の保存・展示

#### 【背景・目的】

黒島においては、地域の史料や文化的景観に関する各種情報等を保存・展示する施設がないことから、ビジターセンターや既存施設等を活用した史料の保存・展示を行い、文化的景観の魅力や価値などの情報発信や啓発を進めていくものとする。

#### 【施策の内容】

地域に埋もれている史料や文化的景観に係る調査研究の成果を保存・展示するために必要な、以下に示すような環境整備や仕組みづくりを検討する。

- ・ビジターセンターや既存施設等を活用した史料の展示
- ・文化的景観に係る展示・学習・調査研究機能等を有する機関の設置の検討

#### 黒島天主堂「もん部屋」の改修による教会史料展示スペースとしての活用



改修前



住民参加による改修



改修完成



住民参加による展示活動



展示状況

#### 【施策推進の体制】

地域住民や学識経験者の参画を得ながら、必要な取り組みを検討し実施していく。

### 施策＜伝－4＞：生涯学習の取り組み

#### 【背景・目的】

黒島の文化的景観の価値や魅力を、地域の住民や小中学生をはじめとする多くの市民に周知・啓発するために、生涯学習として取り組むための仕組みづくりを行う。

#### 【施策の内容】

黒島の文化的景観の価値や魅力の周知・啓発を生涯学習として取り組むために、以下に示すような施策を推進する。

- ・地域住民や市民向け学習会・見学会の実施
- ・黒島小・中学校の総合的な学習の時間を活用した学習機会の創出

#### （参考事例）平戸市（現地見学会・中山間地域活性化研究会）

平戸島の文化的景観は、棚田・棚畑など「農耕に関する景観地」、溜池・水路・港など「水の利用に関する景観地」、防風石垣・屋敷林など「居住に関する景観地」が複合的に組み合わせられた良好な集落景観を形成している。

平戸市では棚田学会と共催して、現地見学会および中間地域活性化研究が実施された。



#### 【施策推進の体制】

学識経験者の参画や地元団体や小中学校などの協力を得ながら、必要な取り組みを検討し実施していく。

## 施策＜伝－5＞：ガイド体制の充実

### 【背景・目的】

観光客・来訪者に対して、黒島の文化的景観の価値や魅力を来訪者に伝えるガイドの養成等に係る取り組み、体制・仕組みづくりを行う。

### 【施策の内容】

ガイド体制の充実のために、以下に示すような施策を推進する。

- ・黒島ガイド養成に対する支援（観光ガイド養成講座、財政支援等）
- ・観光客・来訪者のガイド予約窓口機能の整備

#### （参考事例）石見神楽ガイド養成講座 （島根県大田市）

平成26年  
2月9日 日 入場 無料  
13:00～16:00 (受付開始12:30～)  
島根県立男女共同参画センター  
あすてらす(ホール)  
島根県大田市大田町2丁目36-4(大田駅前駅南側) 電話:0854-84-5500

石見神楽に関する基礎知識を講演や  
神楽上演により、楽しく学べます。

第1部 13:00～14:00  
「大田地方の神楽」  
錦堀稔之 氏 (古代出雲歴史博物館 専門学芸員)

第2部 14:00～15:00  
「神楽面を通じた神楽の魅力」  
小林歌三 氏 (株式会社小林工務 代表)

第3部 15:00～16:00  
「石見神楽の実演及び解説」  
井谷英美 氏 (大田山神楽保存会 代表)

申込書  
お申し込みにあたっては、下記いずれかの方法  
で、必要事項をご連絡ください。  
① 電話 0854-82-2840  
② FAX 0854-84-0187  
③ メール kajiyoshiyuki@sage.ocn.ne.jp  
申込締切 平成26年2月3日(月)  
※当日受付も可です

お問い合わせ先 石見山神楽連盟事務局 電話:0854-82-2840 メール: kajiyoshiyuki@sage.ocn.ne.jp  
主催: 大田市観光協会 共催: 石見観光振興協議会、大田市、石見山神楽連盟 ※ご記入いただきました個人情報は、当イベントの目的にのみ使用いたします。

### 【施策推進の体制】

地元史跡保存会やSASEBO時旅ガイドネットワークなどと連携し、必要な取り組みを検討し実施していく。

## 第6章 行動計画の進め方

### 6-1 行動計画を推進する地元組織

#### (1) 地元組織の設立

行動計画に掲げた施策を推進していくためには、地元の住民との連携・協力が不可欠となる。

このような行動計画推進の地元側の受け皿となる組織を立ち上げ、佐世保市の支援のもと、当該組織が主体となって、施策を進めていくことが必要である。

現在地元においては、このような役割を担う組織のNPO法人化に向けた協議が行われ、平成27年（2015）1月にNPO法人黒島観光協会が発足した。今後同法人と協議しながら、行動計画に掲げられた施策推進の基盤を確立するものとする。

#### (2) 地域おこし協力隊の活用

佐世保市においては、都市住民等の受け入れ委嘱により、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事する「地域おこし協力隊」（総務省による財政支援）制度が平成27年4月より導入された。

行動計画に掲げられた施策を地元組織と連携して推進する実行部隊として、当該制度の有効活用を図るものとする。

## 6-2 行動計画推進のための役割分担

## 行動計画推進のための役割分担（その1）

| 区分  | 施策                 | 内容                             | 推進主体 |      |     | 備考<br>(推進主体「その他」の考え方) |
|-----|--------------------|--------------------------------|------|------|-----|-----------------------|
|     |                    |                                | 佐世保市 | 地元組織 | その他 |                       |
| 守る  | 1. 現状変更に対する規制・誘導   | ① 景観法及び文化財保護法(重要文化的景観)に係る規制・誘導 | ◎    |      |     |                       |
|     |                    | ② その他の法令に係る規制・誘導               | ◎    |      |     |                       |
|     | 2. 自然環境の保全         | ・ 地元の自然環境保全活動への支援              | ◎    | ○    | ○   | 地域おこし協力隊制度の活用         |
|     |                    | ・ 歴史的資源の保存と活用                  | ◎    | ○    | ○   |                       |
|     | 3. 歴史的資源の保全        | ① 防風林・屋敷林の維持・保全に係る仕組みづくり       | ◎    | ○    | ○   |                       |
|     |                    | ② 空き家の管理・活用に係る仕組みづくり           | ◎    | ○    | ○   |                       |
|     |                    | ③ コミュニティ活動に対する支援               | ◎    | ○    | ○   |                       |
|     |                    | ④ 耕作放棄地・イノシシ対策                 | ◎    | ○    | ○   |                       |
|     | 4. 生業空間の保全         | ⑤ 漁港施設、漁場整備                    | ◎    |      |     |                       |
|     |                    | ⑥ 防災対策                         | ◎    |      |     |                       |
| 整える | 1. 従来材料・工法による住宅の修繕 | ・ 住宅等の修繕に対する資金支援               | ◎    |      |     |                       |
|     | 2. 主要な構成要素周辺の環境整備  | ・ 歴史的資源や眺望点周辺における環境整備          | ◎    | ○    | ○   | 地域おこし協力隊制度の活用         |
|     | 3. 歩行者ネットワークの整備    | ・ 里道の掘り起こしと再整備                 | ◎    | ○    | ○   |                       |
|     | 4. 公共施設等の景観への配慮    | ・ 公共施設等の景観配慮の徹底                | ◎    |      |     |                       |
|     | 5. 案内サイン等の整備       | ・ サイン計画の立案と計画に基づく案内サインの整備      | ◎    |      |     |                       |

## 行動計画推進のための役割分担（その2）

| 区分  | 施策                     | 内容                               | 推進主体 |      |     | 備考<br>(推進主体「その他」の考え方)             |
|-----|------------------------|----------------------------------|------|------|-----|-----------------------------------|
|     |                        |                                  | 佐世保市 | 地元組織 | その他 |                                   |
| 活かす | 1. 文化的景観を活かした各種イベントの開催 | ・ イベントの企画立案・開催                   | ◎    | ○    | ○   | 旅行会社等との連携や他地域と連携したイベントの開催         |
|     | 2. ツーリズムの推進            | ・ 島内ツアー及び他地域と連携したツアーシリーズの推進      | ○    | ○    | ◎   | 旅行会社等との連携や他地域と連携したツアーシリーズの推進      |
|     | 3. 交通対策                | ① 黒島へのアクセス強化の検討                  | ○    |      | ◎   | 船舶事業者や旅行会社によるフェリー便増強やチャーター船の運航等   |
|     |                        | ② 島内での移動手段                       | ○    | ◎    |     |                                   |
|     | 4. 特産品の開発              | ・ 農産物、海産物を活用した特産品の開発、販売促進        | ○    | ◎    |     |                                   |
| 伝える | 5. デジタルセンターの整備         | ・ デジタルセンターの整備                    | ◎    |      |     |                                   |
|     | 1. 文化的景観の魅力の情報発信       | ・ 各種媒体を活用した情報発信                  | ◎    |      |     |                                   |
|     | 2. 文化的景観に係る調査研究        | ・ 調査研究の継続的な実施と文化的景観データベース等の構築の検討 | ◎    |      | ○   | 学識経験者の参画を得ながら、調査研究機能等を有する機関の設置を検討 |
|     | 3. 史料の保存・展示            | ・ 史料の展示及び研究機能を有する機関の設置検討         | ◎    |      | ○   |                                   |
|     | 4. 生涯学習の取り組み           | ・ 住民、地元小・中学生や市民向け学習会等の実施         | ◎    | ○    | ○   | 中継保存会等と連携して、生涯学習の取り組みやガイド養成等を実施   |
|     | 5. ガイド体制の充実            | ・ ガイド養成に対する支援とガイド予約窓口機能の整備       | ◎    |      | ○   |                                   |

### 6-3 行動計画の先導的な取り組み

黒島の文化的景観を守り、整え、活かし、伝えていくためには、行政と住民、地元組織、事業者等が協力し合いながら長い時間をかけて取り組んでいくことが必要である。

そのためには、住民をはじめとする多くの関係者に、取り組みの効果を具体的に示し、黒島の文化的景観を守り、整え、活かし、伝えていくことの重要性について理解と共感を得ながら、次の取り組みに展開していくことが重要である。

従って、行動計画に掲げた施策の中から、以下に示す先導的な取り組みについてまず着手し、早期に効果を具体化しながら、次の取り組みに繋げていくものとする。

行動計画の先導的な取り組み

| 区分  | 施策              | 先導的な取り組み                     | 内容                                                                                                                                              |
|-----|-----------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 守る  | 現状変更に対する規制誘導    | 景観法及び文化財保護法（重要文化的景観）に係る規制・誘導 | ・平成26年1月1日より、佐世保市景観計画及び条例の改定・改正により、黒島地区が「黒島地区重点景観計画区域」に指定され、新たな景観形成基準等が適用されることとなったことを踏まえ、現状変更に対する必要な手続等の徹底など、現状変更に対する適正な規制・誘導を実施する。             |
|     | 生業空間の保全         | イノシシ対策                       | ・地域住民において喫緊の課題であるイノシシ対策について、耕作放棄地における除草やイノシシの防御及び駆除等の対策を引き続き実施する。                                                                               |
| 整える | 従来材料・工法による住宅の修繕 | 住宅等の修繕に対する資金支援に係る仕組みづくり      | ・文化的景観の補助事業を活用した住宅等の修繕に対する資金支援について、条例・制度要綱等の整備などの仕組みづくりを行う。                                                                                     |
|     | 主要な構成要素周辺の環境整備  | 歴史的資源及び眺望点周辺における環境整備         | ・黒島天主堂周辺において、来訪者の休憩スペース等としての小広場の整備を行う。<br>・現在整備が進められている蔵地区の展望所に引き続いて、日数、番岳、女瀬などにおいて、視点場としての小広場の整備等を行う。<br>・島内市道の修景として防護柵の更新や景観支障雑木の伐採を計画的に実施する。 |
| 活かす | ビジターセンターの整備     | 特産品販売所設置の試行                  | ・将来的なビジターセンターの整備を見据え、フェリーターミナル周辺において、試行的に特産品販売所の設置を行う。                                                                                          |
| 伝える | 文化的景観に係る調査研究    | 文化的景観を構成する要素のデータベース等の構築      | ・文化的景観を構成する要素ごとに、その価値の概要や背景となる要素、今後の保存や修理等にあたっての取り扱い基準などを網羅したデータベースの構築と運用を行う。                                                                   |
|     | 生涯学習の取り組み       | 地元住民向け見学会の実施                 | ・文化的景観の魅力や価値を地域住民に周知・啓発するために、地域住民向けの見学会を実施する。                                                                                                   |
|     | ガイド体制の充実        | ガイドの養成                       | ・史跡保存会と連携しながら、黒島ガイド養成に対する支援を行う。                                                                                                                 |

#### 6-4 文化的景観の保存状況のモニタリングと整備活用計画の見直し

##### (1) 文化的景観の保存状況のモニタリング

前節「行動計画の先導的な取り組み」において、「文化的景観を構成する要素のデータベース等の構築」を位置づけたが、このデータベースを活用して、文化的景観を構成する要素の保存状況のモニタリングのための指標を設定した上で、定期的にモニタリング（保存状況のチェック、修理等の必要性の検討と実施）を行っていくものとする。

##### (2) 整備活用計画の見直し

前節において位置づけた「行動計画の先導的な取り組み」の進捗状況やその効果などについて検証を行うとともに、上記の文化的景観の保存状況のモニタリング結果、地元組織の活動状況等を踏まえ、行動計画に位置づける施策の見直しなど、「整備活用計画」の見直しを行っていくものとする。



## 巻末資料

### ■ 黒島地区重点景観計画における届出対象行為と景観形成基準

#### (1) 届出対象行為

##### ①届出対象建築物（法第16条第1項第1号）

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

##### 1) 建築面積が10㎡を超える建築物

##### 2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

| 行為           | 届出の対象外となる規模                                  |
|--------------|----------------------------------------------|
| 増築、改築        | その部分の建築面積の合計が10㎡以下となるもの                      |
| 修繕、模様替、色彩の変更 | 外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下となるもの |

##### ②届出対象工作物（法第16条第1項第2号）

以下に該当する工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

##### 1) 工作物

次にあげる工作物の種類のうち、高さが3mを超えるもの。ただし、擁壁（④）については見附面積が10㎡を超えるもの、サイロ等（⑤）については高さが1.5mを超えるもの、橋りょう等（⑩）は長さが2mを超えるものとします。

##### ① 煙突

##### ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、携帯電話のアンテナその他これらに類するもの

##### ③ 広告塔、広告版、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

##### ④ 擁壁

##### ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

##### ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター

##### ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

- ⑧ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
- ⑩ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫ 飼料、肥料、セメント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- ⑭ 風車
- ⑮ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- ⑯ 橋りょうその他これに類するもの
- ⑰ ゴルフ練習場その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く）
- ⑱ 前号に定めるものの外、市長が指定し告示したもの。

## 2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

| 行為           | 届出の対象外となる規模                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------|
| 増築、改築        | その部分の水平投影面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下となるもの                    |
| 修繕、模様替、色彩の変更 | 外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で 10 m <sup>2</sup> 以下となるもの |

## ③良好な景観の形成に支障のある行為（法第 16 条第 1 項第 4 号）

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの又は、幅員が 2 m を超える河川及び水路等若しくは道路及び農道等の新設、改修等。
- (2) 木竹の植栽又は伐採で、その面積が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの。ただし、農業等を営むために行う物件は除く。
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その堆積期間が 6 月を超え、かつ、その面積が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの。
- (4) 水面の埋め立て
- (5) 又は干拓で、その面積が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの。

(2) 建築物・工作物の景観形成基準

| 項目       | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態<br>意匠 | <ul style="list-style-type: none"><li>・周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。</li><li>・海への眺望や背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。</li><li>・擁壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。</li><li>・住宅等にあっては瓦葺き・勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を有するよう努める。</li><li>・寺社等の歴史的建築物等の改築、外観の変更にあっては、従前と同様の形態・意匠とするよう努める。</li><li>・建築物・工作物の素材は、昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める。</li><li>・高さは 10m以下とする。ただし、市長が、やむを得ない理由があり、景観審議会の意見を聴いて認めたものについてはこの限りではない。</li></ul>                                                                                                                                                                       |
| 色彩       | <ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の自然環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。</li><li>・屋根や建築物上部については、無彩色を推奨する。</li><li>・大規模な建築物などの色は、マンセル値により、色相 R～5Y の場合、彩度 3 以下、その他の色彩の場合、彩度 1 以下とする。<br/>(背景が海となる場合は、明度は 4 以上を推奨する。また、背景が緑や山並みとなる場合は、明度は 9 以下を推奨する。)</li></ul> <p>ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) アクセント色として着色される部分(外壁の各方向の見附面積の 10%以内とする)の色彩。</li><li>(2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩。</li><li>(3) 市民が利用する地域のシンボルとなる公共施設等で、市長が景観審議会の意見を聴いて認める場合。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・使用する色数はできる限り少なくするよう努める。</li></ul> |
| 建築設備等    | <ul style="list-style-type: none"><li>・建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。</li><li>・配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 外 構      | <ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。</li><li>・敷地内に防風林や屋敷林などの樹木がある場合は、できる限りその保全に努める。</li><li>・大規模建築物と一体となった擁壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。</li><li>・敷地内に石積みや石段などがある場合は、できる限りその保全に努める。また、新たに設ける場合は、昔から使われてきた素材や工法と同等のものをを用いるよう努める。</li><li>・前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。</li><li>・敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。</li><li>・公共の場から見える場所への物品の集積は避ける。集積する場合は、植栽で覆うなど修景に努める。</li></ul>                                                                                                              |
| 付属施設     | <ul style="list-style-type: none"><li>・倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 駐車場      | <ul style="list-style-type: none"><li>・駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺環境との調和に配慮する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 夜間景観     | <ul style="list-style-type: none"><li>・過度な照明は避け間接照明を利用するなど、周辺環境に応じた夜間景観の演出に配慮する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## ■ 文化財保護法の届出を要しない行為

以下に定める行為については、影響の軽微であるものとし、黒島の文化的景観保存計画において届出を要しない行為として定めている。

①地盤面下又は水面における行為

②仮設の建築物、工作物の建設等

③通常管理行為、軽微な行為

ア. 建築物の新築、増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で次のいずれかに該当するもの

- ・ 建築面積が 10 m<sup>2</sup>以下の建築物
- ・ 色彩の変更を行う部分が 10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・ 擁壁等（塀、柵含む）の構造物その他これに類するもので、面積が 10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・ 電柱、照明灯、携帯電話用アンテナ、その他これに類するもので高さ 3m以下のもの
- ・ 生業を営むために行う、高さが 1.5 以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の設置等
- ・ 生業を営むために行う、幅員が 2m以下の用排水路又は幅員が 2m以下の農道若しくは林道の設置
- ・ 現在も使用している墓地における改葬

イ. 土地の形質の変更行為で、面積が 100 m<sup>2</sup>以下のもの（ただし、これにより建築物・工作物等が生じ、アの基準を超える場合は届出を要する。）

ウ. 木材の伐採で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 森林の保育、施設管理のために通常行われる木竹の伐採
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

教育委員会は、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第 8 章（第 140 条）により報告を求められた場合は、文化的景観の現況について報告するものとする。

また、文化的景観区域内で佐世保市景観計画による届出等があったものについては、景観計画担当部署及び教育委員会で協議を行うこととし、現状変更の内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。（域内で行われる公共工事を含む。）

重要文化的景観の滅失又はき損が省令第 4 条に定める行為についても、教育委員会と事前に協議を行うことを原則とする。

【佐世保市黒島の文化的景観整備活用計画書】

発行日 平成 28 年 3 月 31 日

編 集 佐世保市教育委員会社会教育課

発 行 佐世保市教育委員会

佐世保市八幡町 1-10

印 刷 県北印刷株式会社

佐世保市白岳町 106-4